

グリーンキーの基準と註釈

小規模宿泊施設（15部屋以下）

2022年1月1日～2026年12月31日

はじめに

この基準は、小規模宿泊施設（15部屋以下）に適用されます。

グリーンキーの適用を受けるには、申請施設がホテル/ホステルとして正式に登録され、この機能が主な活動として正式に登録されている必要があります。

基準について

(I)が付いている基準は必須基準であり、(G)が付いている基準はガイドライン基準です。

申請者は、以下の表に示すように、すべての必須基準と、開催年数に応じて増加する適用可能なガイドライン基準を遵守しなければなりません。

※ガイドライン基準の準拠率

会員年数に応じて求められる割合は以下の通りです。

初年度は0項目

2年目は最低4項目（75項目×5%）

3年目は最低8項目（75項目×10%）

4年目は最低12項目（75項目×15%）

5年目～9年目は最低15項目（75項目×20%）

10年目以降は38項目以上（75項目×50%）

その他

・[6.5]の「割り箸の使用に関する内容」は、日本独自の基準として本部の承認を得て改めて更新されました。（更新日_20250619）

・この基準の有効期限は、2026年12月31日までとなります。（更新日_20250619）

1. 環境管理

1.1	事業者の従業員の中からサステナビリティ管理を選任する。 (I)	グリーンキーが適切に実施・管理されるよう、経営者は施設の従業員の中からサステナビリティ管理者を選任すること。 必要に応じて、施設のさまざまな部署の代表者からなる「サステナビリティ委員会」を設立することを強く推奨します。サステナビリティ委員会はサステナビリティ管理者と協力して、環境/サステナビリティの取り組みを監督し、また各部署の従業員にも情報を提供します。サステナビリティ管理者は、多くの場合、他の業務と兼任してその任務を行います。どのような従業員でもなれますが、チーフエンジニア、客室担当責任者、フロントデスク責任者、人事責任者、または総支配人などが任命されるケースが多いです。 サステナビリティ管理者の役職は、職務分掌に記載する必要があります。 サステナビリティ管理者のおもな役割は、次のとおりです。 ・経営陣、従業員、サプライヤー、グリーンキーの国内／国際担当者に対し、環境／サステナビリティに関するあらゆることを伝える窓口となる。環境/サステナビリティに関する他の従業員への指示とサポートに責任をもつ。 ・清掃、廃棄物、ガス・水・電気の効率的使用に関する環境データの収集・管理・更新に責任をもつ。 ・事業者の環境方針および行動計画の策定と実施に責任をもつ。 ・従業員や宿泊客から、サステナビリティに関する新しいアイデアや取り組みを集め、処理する。 サステナビリティ管理者は、グリーンキーの申請や再申請について、グリーンキーとのやりとりを担当します。 サステナビリティ管理者を変更する場合は、一般社団法人JARTA（グリーンキー）に連絡してください。 審査の際には、サステナビリティ管理者は常に同席し、環境問題全般およびグリーンキーの基準に関する施設の業務について、質問への回答や説明をしてください。
1.2	サステナビリティ方針を策定する。(I)	サステナビリティ活動の全体的な枠組みを確保するため、企業の社会的責任（CSR）方針とも呼ばれるサステナビリティ方針を策定すること。 これは、事業者の環境、社会、経済的影響に関連する全体的な目的とビジョンを記述したものです。サステナビリティ方針は、継続的な改善とモニタリングのための決定事項を含む一般的な声明であり、具体的な課題やその対処方法に関して記述するものではありません。 サステナビリティ方針は、単に法規制や条例を遵守するだけでなく、より野心的であるべきです。事業者のサステナビリティ方針は、継続的な改善を可能にするために、少なくとも3年に1回は見直しましょう。 サステナビリティ方針は、a) 事業者の環境への取り組みと目標の提示、b) 事業者の社会・文化・経済・品質への取り組みと目標の提示を含むこと。

a)環境への取り組み事項は、以下を含みます。

- ・資源（エネルギー、水など）の消費
- ・循環型経済の推進に向けた強い意思をもった取り組み
- ・化学合成洗剤、肥料/農薬などの環境汚染物質、大気汚染物質の消費と監視
- ・カーボンフットプリントの削減
- ・地域または国際的な生物多様性の保護への支援

b) 社会的、文化的、経済的な取り組み事項は、以下を含みます

- ・労働者の権利と公平性（児童労働の禁止を含む）
- ・安全・安心な労働環境
- ・リスク管理、危機管理
- ・汚職防止
- ・商業的、性的、子供、青年、女性、マイノリティ、その他弱い立場の人びとなど、あらゆる搾取やハラスメントの防止
- ・人びとの平等な待遇と権利の保障
- ・管理職を含むすべての役職について、年齢、人種、性別、宗教、障害、社会経済的地位などによる差別をせず（とくに地域住民や少数民族）採用
- ・研修、啓蒙に関する情報、意識向上についての項目
- ・地域社会への支援についての項目
- ・地域におけるサステナブルツーリズムの計画と管理の支援

サステナビリティ方針は、従業員と協力し、経営陣と従業員がともに策定に貢献することがきわめて望ましいです。

サステナビリティ方針には、通常、施設の総支配人が署名します。策定後は事業者の全従業員が共有できるようにします。

各施設が独自のサステナビリティ方針をもつことがきわめて望ましいですが、施設が国際的または国内チェーンの一部である場合、同じチェーン内で共通のポリシーが共有されることもありえます。

審査の際には、施設はサステナビリティ方針の文書を提示し、施設の従業員に共有されていることを確認します。また、策定から3年以内であり環境課題だけでなく、社会文化、経済的影響に関連する一般文書であることも確認します。

1.3	目標および継続的な改善のための年間行動計画を作成する。(I)	サステナビリティ活動をより具体的に計画するために、目標を設定し、年間行動計画を策定すること。 目標と年間行動計画は、サステナビリティの方針を実現するための具体的な作業を反映したものとします。そして、今後1～3年の間に達成すべき具体的な目標や、計画した目標を達成するための翌年の具体的な行動計画を盛り込みます。 事業者の規模に見合った長期的なサステナビリティ管理システムの具体的な目標と行動を定めるため、この目標と行動計画には、環境問題のほか、社会、文化、経済、品質、人権、健康、リスク、危機管理の項目が含まなければいけません。 目標と年間行動計画書は、従業員と協力して作成し、経営陣と従業員の協力において編集されることがきわめて望ましいです。 また、事業の異なる領域において、少なくとも3つの行動目標を策定することが望ましいです。 目標および年間行動計画の作成にあたっては、まだ実施していないガイドライン項目の取り組みや、すでに実施している必須項目やガイドライン項目をさらに向上させるため、グリーンキー基準を参考にするを強く推奨します。 また、グリーンキーの継続取得のためには、ガイドライン項目のより高い達成度が求められます。 すでに達成されている目標や行動を、新たな目標や年間行動計画に追加することはできません。 事業者がより大きなチェーンの一部である場合、チェーン内で策定された目標/アクションとグリーンキーで使用される目標/アクションが重複する可能性もあります。 審査の際には、翌年の目標と年間活動計画書とその内容、またこの内容が事業者の従業員に共有されているかどうかを確認します。 また計画書には、異なるサステナビリティ分野と、異なるオペレーション分野において、少なくとも3つの行動目標が含まれていることも確認します。グリーンキーを取得して1年以上経過している事業者では、前年の目標および年間行動計画に対する取り組みも評価します。 計画された活動が実施されていない場合は、その理由と改善計画について議論します。
1.4	グリーンキーに関する文書はいずれでも確認できるようにファイルして保管する。(I)	グリーンキーに関するすべての情報に簡単にアクセスできるよう、ファイルは基準の各セクション、また項目ごとに整理し、それぞれの基準の準拠について関連文書や更新された文書などをひとまとめに管理すること。 グリーンキーバインダー（各セクションのファイルをまとめたもの）は、紙に出力したものでも、電子フォルダー（例：事業者のイントラネットの一部）でもよいですが、資源の節約のため電子化することを推奨します。 審査の際には、サステナビリティ管理者がグリーンキーバインダーを提示し、また準拠している項目について確認ができるようにして置いてください。

1.5	地元のステークホルダーと積極的に協力関係を築く。(I)	この項目のねらいは事業者周辺の地域社会で環境意識をはぐくみ、協力パートナーに環境に配慮した実践を促す事業者の役割を強化することです。この項目ではおもに環境問題（地域の生物多様性の保護など）を焦点にしていますが、社会、文化、教育、経済、品質、人権、健康、リスク管理、危機管理などのテーマにもかかわる可能性があります。グリーンキーは、地域の歴史的、考古学的、文化的、精神的に重要な場所や伝統の保護と価値を高めるステークホルダーと協力することを奨励します。 ステークホルダーは、NGO、地域コミュニティグループ、自治体、地域住民、学校、サプライヤー、保護区の管理行政などが考えられます。 地域協力の例としては、 教育および／または持続可能な取り組みに関する地元の学校との協力、 地域遺産の価値を高める資料館などへの支援、 ローカルサプライヤーとの協力（地域の特産品の購入の他にも）、 観光地におけるサステナブルツーリズムの計画と管理に関する地域コミュニティグループ／観光地管理組織／行政との協力、 地域インフラおよび社会コミュニティ開発プロジェクト（例：衛生管理） などが考えられます。 生物多様性や環境保護などのさまざまな地域活動（植樹、自然再生、花粉媒介生物にやさしい環境の創出、自然回廊の創出、自然保護、海岸清掃イベントなど）への協力は、きわめて望ましいです。 協力関係が成り立つには、事業者とステークホルダーの双方にメリットがあり、積極的に双方向の協力が行われる必要があります。 ホテルなどの宿泊施設は、少なくとも2つの地域のステークホルダーと積極的な協力関係を結んでいる必要があります。 審査の際には、少なくとも2つの地域のステークホルダーとの積極的な協力関係を示す文書を確認します。
1.6	カーボン測定ツールを使ってカーボンフットプリントを算出する。(G)	温室効果ガス（GHG）の排出源を特定し、測定した年間エネルギー消費量とその他のGHG排出量から、年間の総カーボンフットプリントと、カーボン測定ツールを用いた宿泊客/1泊あたりのカーボン排出量を算出すること。 この計算により、施設の期間別カーボン排出量の変動がわかり、削減を目指すことができます。カーボン測定ツールには、精度の異なるさまざまなものがあります。宿泊施設向けのツールとしては、ホテル・カーボンマネジメント・イニシアティブ（HCMI）があり、施設のカーボンフットプリントの推定値を算出することができます。HCMIツールは国際的なグリーンキーのウェブサイトからダウンロードできます。（英語版） 審査の際には、宿泊施設は使用したカーボン測定ツールと計算結果を提示してください。

1.7	二酸化炭素排出量を削減するための具体的な目標を設定する。(G)	算出したカーボンフットプリントをもとに、二酸化炭素排出量を一定の割合でさらに削減する目標を策定すること。また、目標達成のために必要な行動（エネルギー消費量の削減、効率化対策、再生可能エネルギーシステムの導入など）を定めること。 回避できない排出については、カーボンオフセット制度を通じて相殺することができます。これは、国際的な認証制度（例：ゴールドスタンダード認証制度）、またはその他の国際・国内制度（例：一般社団法人JARTAのオフセット制度、環境教育基金（FEE）が管理する世界森林基金）を通じて行えます。植林によるカーボンオフセットは、現地または事業者の近くで行うことも他の地域で行うこともできますが、植林は常にその地域固有の動植物に配慮して行う必要があります。 審査の際には、カーボンフットプリント削減の目標と行動を提示してください。これは、年間行動計画に含めることができます（基準1.3参照）。排出量をオフセットする制度を利用している場合、それを裏づける文書を提示してください。
1.8	温室効果ガスプロトコル規格のスコープ1および2に沿ってカーボンニュートラルであることが検証されている。(G)	カーボンニュートラルが達成できる方法で事業を行っていることを、第三者検証を通じて確認していること。 自社が所有または管理する排出源からの直接排出（スコープ1排出量）と購入エネルギーの発電による間接排出（スコープ2排出量）を含む年間のカーボンフットプリントを算定する必要があります。また、事業者のバリューチェーンで発生するその他のあらゆる間接排出（スコープ3排出）を考慮することを推奨しますが、必須ではありません。 この基準を満たすために、事業者は以下を保証します。 ・カーボンフットプリントの算出方法が、「温室効果ガス（GHG）プロトコル」、またはISO 14064やPAS 2060などの国際的に認められたガイドラインや基準にのっとって、独立した第三者検証者／監査機関により検証されている。 ・排出量のモニタリングと削減策を実施している。 ・スコープ1および2の不可避免的排出は、公認のカーボンオフセット制度で相殺されている。スコープ1の排出については「国際炭素削減・オフセット連合」が認めた基準、スコープ2の排出についてはRECSが認めたエネルギー属性証明書またはカーボンオフセットが認められている。（日本ではJクレジットを参照） 審査の際には、a) 独立した認定監査人によるカーボンフットプリント検証報告書、b) 該当年度の最新の炭素削減計画書、c) 総炭素排出量が適切な量のカーボンクレジットやエネルギー属性の償却によって補償されていることを確認するカーボンオフセットやエネルギー属性証明書（例：グリーン電力証書）を提示してください。公認の登録機関に登録された証明書であることが必要です。

1.9	宿泊客に旅行中の炭素排出をオフセットする機会を提供している。(G)	宿泊客が施設への往復移動と滞在中に発生する炭素排出量のオフセットを提案すること。 宿泊客1人あたり、あるいは宿泊客の1泊1室あたりの平均的な炭素排出量を算出し（項目1.6参照）、滞在中の炭素排出量をオフセットするオプションを提供します。さらに、宿泊客の施設までの往復に伴う炭素排出量をオフセットする機会を提供することもできます。 このオフセットは、ゴールドスタンダードなどの国際的な認証制度や、一般社団JARTAのカーボンオフセット制度、環境教育基金（FEE）が管理する世界森林基金などの国際的／国内的に認定されたカーボンオフセット制度を通じて行われる必要があります。 宿泊客にカーボンオフセット制度の情報とリンク先を伝え、カーボンオフセットの機会を提供します。また、別の方法としては宿泊客からオフセット料金を預かり、事業者が手続きすることも可能です。 カーボンオフセットは宿泊客に個別に提供するか、宿泊を手配する事業者（ツアーオペレーター、団体旅行主催者、会議主催者など）に提案してもよいです。 審査の際には、宿泊客の滞在中および/または施設への往復の移動に伴うカーボンオフセット制度について案内している状況を確認します。
-----	-----------------------------------	--

2. 従業員の参加

2.1	経営陣は定期的に従業員ミーティングを開き、環境に関する取り組みについて説明する。(I)	環境/サステナビリティの意識を高めるには、経営者、サステナビリティ管理者、サステナビリティ委員会が従業員に情報を提供し、取り組みに参加させること。 現在行っている、または新たな環境/サステナビリティに関する取り組みについて、常に従業員に最新情報を提供することで、従業員は自分たちの役割や貢献度をよりよく理解するだけでなく、宿泊客から質問をされた時に適切な対応ができるようになります。 従業員は、環境/サステナビリティの取り組みについて、アイデアを提案をする機会も得られます。これには、環境管理に関するテーマ（水、エネルギー、廃棄物、清掃、飲食、循環型経済の原則：リデュース、リユース、再資源化など）、その他の持続可能性の問題（地域の生物多様性の問題など）に加え、宿泊客、従業員、サプライヤー、地域コミュニティに意識向上を促す活動も含まれます。 従業員には、グリーンキーに関する情報も提供されなければなりません。そのため経営陣は、少なくとも年に1～3回の従業員ミーティングを開催しますが、ミーティングにはなるべく幅広い分野から従業員が参加できるよう、季節雇用の従業員にも配慮します。 直接雇用の内部従業員だけでなく、外部企業と契約している従業員についても考慮します。 審査の際には、経営陣とのミーティングの議事録・メモ・出席者名簿を提示してください。議論された環境/サステナビリティのテーマを示してください。初めて申請する事業者は、今後予定されているミーティングに関する情報を提示してください。従業員の総数が5名以下である場合は口頭説明でもよいです。審査員は場合によっては従業員に直接インタビューをして、施設の環境対策について十分な理解を得られているかを確認します。
2.2	サステナビリティ管理者は、環境の取り組みについて、経営者会議で報告しなければならない。(I)	サステナビリティ管理者が経営陣の一員でない場合は、経営会議にサステナビリティ管理者を出席させること。 サステナビリティ管理者（および場合によってはサステナビリティ委員会）と経営陣とのミーティングは、サステナビリティ管理者（場合によってはサステナビリティ委員会）と経営陣との会合は、経営陣に環境対策に関する情報を提供し、環境業務に関与してもらうと同時に、環境問題への取り組みについて経営陣の継続的な支持を確保するために重要です。小規模な事業者は、従業員と経営陣、サステナビリティ管理者と経営陣とのミーティングが同時に開くこともあります。少なくとも年に1～3回の会議を開くとよいでしょう。 審査の際には、経営陣とサステナビリティ管理者との間で行われたミーティングの議事録やノートを提示し、出席者と議論された環境/サステナビリティの課題について説明してください。初めて申請する事業者は、今後予定されている会議について提示してください。

2.3	従業員は、環境やサステナビリティに関する研修を毎年受けていること。(I)	サステナビリティ管理者（とサステナビリティ委員会）および従業員が、環境問題やその他のサステナビリティに関する具体的な研修を受けることによって、適切で実現可能な解決策を決定し、実施することができます。 研修では、環境管理に関するテーマ（水、エネルギー、廃棄物、有害化学物質、清掃、飲食、空気環境、環境に配慮した家電製品の使用、循環型経済システム、リデュース・リユース・再資源化など）について学びます。また、宿泊客、従業員、サプライヤー、地域コミュニティに対する環境意識の普及啓発とともに、気候変動、地域の生物多様性、社会的、経済的、文化的、経済、品質、人権、健康、リスク、危機管理などのサステナビリティに関するさまざまな問題についても取り組みます。また、研修にはグリーンキーに関する情報も含まれ、敷地内および周辺地域に関連するテーマについての学習を追加することもできます。（例：生物多様性の保護など）。 研修には、事業者内で実施されるものと外部研修とがあります。外部研修は、コンサルタント、専門家、ガイド、製品サプライヤーによる研修、研修旅行、セミナー、ウェビナー、その他のオンラインコースや研究への参加、ネットワークなどの形で行うことができます。 一般社団法人JARTAなどが、グリーンキー研修やウェビナーを開催しています。これらの研修は、グリーンキー取得に関する動向や基準項目の解説にとくに重点を置いて企画され、グリーンキーを取得した事業者間のネットワーク形成の場としても利用できます。国際的または国内的なチェーンに加盟している事業者では、環境問題やその他のサステナビリティに関するテーマをチェーン内で共有することもあるでしょう。 事業者内の研修はサステナビリティ管理者（およびサステナビリティ委員会）により企画されることが重要です。ここでは、環境目標や行動計画の達成に向けて各従業員がどのように取り組むべきか学びます。この研修は、従業員の部署ごとで実施することもあります。研修に加え、サステナビリティについて積極的な取り組みを企画したり(コンテストなど)、報奨制度を設けることができます。従業員は、これらの研修に少なくとも年に1～3回は参加するようにします。新入社員は入社後4週間以内に研修を受けることが望ましいです。直接雇用されていない従業員(例: 外部の清掃作業員)なども、環境問題やその他のサステナビリティについての同様の研修を受けることを強く推奨します。 審査の際には、過去12ヶ月の間に実施した外部研修・内部研修の内容がわかる書類を提示してください。参加した従業員に関する情報とともに、環境・社会・経済の各分野の管理、意識改革、その他のサステナビリティに関するテーマが含まれていることを確認します。初めて申請する場合は、予定されている研修内容を提示してください。研修を受けたことを確認するため、審査員が従業員への聞き取りを行うこともあります。
-----	--------------------------------------	--

2.4	客室係は、タオルやシーツの交換手順について理解している。(I)	洗浄・清掃に関連する環境負荷の低減とコスト削減のため、客室係がタオルやシーツについて宿泊客のリクエストに応じて交換するという方針や客室内のサインについて理解していること。 この方針に加え、タオルやシーツを交換しない選択肢（基準5.1、5.2参照）が客室係に周知され、受け入れられていることが重要です。十分な理解がなければ環境への悪影響や不要なコストが発生するほか、管理の不備は施設とグリーンキーの信頼性に影響を与える可能性があります。 洗浄・清掃に関する研修や情報提供において従業員の理解を促し、作業マニュアルには、タオルとシーツの交換に関する手順を確実に明示する必要があります。客室清掃を外部に委託している場合、従業員に対するこのような研修が契約内容に盛り込まれていることを確認します。 審査の際には、タオルやシーツの交換に関する手順が客室係のための作業マニュアルに記載されていることを確認します。
2.5	従業員エリアに、責任ある行動を促す情報を表示する。(I)	環境負荷の低減とコスト削減のため、従業員エリアにサステナブルな取り組みについて注意喚起をする看板や表示を設置すること。 看板や表示は、資源の節約を従業員に促し（例：電気のスイッチをこまめに切る、紙の使用を抑える）、より効率的な機器や機械（例：食器洗い機、洗濯機、掃除機など）の使用を指示します。また、地域の生物多様性保全や、社会的責任（例：差別についての報告方法など）についての情報も含めるとよいでしょう。 サステナビリティの取り組みについて従業員の意識を高める方法には、掲示板、ポスター、ステッカー、リーフレット、ニュースレター、スクリーン/アプリのデジタル情報などがあります。啓発活動の種類や形態によって、個人、グループ、全員を対象として行います。 審査の際には、看板や表示などを提示してください。
2.6	従業員が、事業者の環境および／あるいは社会文化活動について、評価する仕組みがある。(G)	事業者の環境・社会の取り組みにすべての従業員が参加し、サステナビリティに積極的に貢献できるよう、フィードバックの仕組みをつくること。 従業員が事業者の環境・社会活動を評価し改善できるようにするため、定期的なアンケート調査、フィードバックミーティング、サステナビリティ管理者が管理する投書箱などの方法などが考えられます。フィードバックは匿名で行えるようにします。 審査の際には、フィードバックの仕組みを提示してください。

3. 宿泊客への情報提供

3.1	グリーンキー取得証明書は、目立つ場所に掲示する。(I)	グリーンキーの取得を表示するプレートを施設の入口付近に掲示し、グリーンキー証明書をフロントデスクに設置すること。 グリーンキープレートとグリーンキー証明書は、必要に応じて追加購入し、その他の効果的な場所（例：従業員エリアの掲示板や食堂など）に提示することもできます。プレートと証明書だけでなく、グリーンキーフラッグも購入できます。 証明書はマーケティングツールとして使用できるほか、グリーンキーの認知度向上にも貢献できます。 審査の際には、グリーンキープレートとその年のグリーンキー証明書の掲示を確認します。グリーンキーを取得していない施設は、プレートと証明書の掲示場所を確認します。
3.2	グリーンキーに関する情報は、宿泊客の目につきやすい場所に掲示する。(I)	宿泊客にグリーンキー基準に関する情報を提供すること。 グリーンキーに関する情報は、公共エリアに目立つように設置します。たとえば「環境コーナー」のようなわかりやすい場所を作ったり、公共スペースのテレビモニターや、フロントなどに掲示します。また、インフォメーションフォルダー、客室やミーティングルームのテレビモニター、宿泊者用アプリなどを通じて情報提供をするとよいでしょう。グリーンキーのロゴもこれらの情報とともに表示します。 グリーンキープログラムに参加する一環として、施設が提供する設備、製品、サステナビリティに関するものも含めたサービスについての情報は資料およびコミュニケーションにより正しく理解しやすいものでなければなりません。また、実施可能なこと以上のことを約束してはなりません。 審査の際には、グリーンキーに関する情報資料が、公共エリアおよび/または客室/多目的ルームなどの場所でわかりやすく掲示されていることを確認します。グリーンキーを取得していない施設は、情報提供の内容や掲示予定の場所を示してください。情報が正しく理解しやすいものであることを確認します。

3.3	グリーンキーや環境に関する情報は、ウェブサイトで公開する。(I)	ウェブサイトにて、グリーンキープログラムの概要と、グリーンキーを取得していること、グリーンキーの国際的なウェブサイトへのリンク(www.greenkey.global)および/または国内のグリーンキー事務局(www.jarta.org)のウェブサイトなどを掲載すること。 グリーンキーロゴの表示も推奨します。また、ウェブサイトには、事業者の環境に関する取り組みの概要も掲載します。情報は事業者独自のブランディングガイドラインに基づいて発信します。 ウェブサイトだけでなく、ソーシャルメディアでもグリーンキーに関する情報を発信することを推します。 グリーンキープログラムに参加する一環として、施設が提供する設備、製品、サステナビリティに関するものも含めたサービスについての情報は資料およびコミュニケーションにより正しくて理解しやすいものでなければなりません。また、実施可能なこと以上のことを約束してはなりません。 審査の際には、ウェブサイトに掲載されているグリーンキーや環境に関する情報を確認します。 まだグリーンキー取得していない場合は、ウェブサイト掲載予定の情報を提示してください。情報が正しくて理解しやすいものであることを確認します。
3.4	宿泊客に環境活動についての情報を提供し、活動への参加を呼びかける。(I)	公共エリア、客室、宿泊客用アプリに設置された資料やテレビモニターを通じて、施設の環境への取り組みについて宿泊客に伝えること。 また環境対策について情報提供するだけでなく、宿泊客がこれら施設の取り組みに参加し、積極的に行動できると伝えることも大事です。 具体的には、環境管理に関わること（例：節水、省エネ、ごみの減量や再資源化、食品ロスの削減など）もちろんですが、その他のサステナビリティの課題（例：地域の生物多様性保護、社会的慈善活動の支援など）に関わることもできます。 グリーンキープログラムに参加する一環として、施設が提供する設備、製品、サステナビリティに関するものも含めたサービスについての情報は資料およびコミュニケーションを通じて、正しくて理解しやすいものでなければなりません。また、実施可能なこと以上のことを約束してはなりません。 審査の際には、施設の環境/サステナビリティの取り組みについての宿泊客への情報や、積極的な参加を促す案内などを提示してください。 グリーンキーを取得していない施設は、宿泊客に提供する正しく理解しやすい情報（案）を提示してください。

3.5	フロント係は、グリーンキーと施設の環境/サステナビリティに関する取り組みについて、宿泊客に情報を伝えられる。(I)	施設の入り口にグリーンキープレートと証明書を掲示し、公共エリア、客室、多目的ルームや施設のウェブサイトグリーンキーと環境/サステナビリティに関する情報を表示することで、宿泊客はグリーンキーについて関心をもち、フロント係に声をかけることも考えられます。フロント係は、グリーンキーや施設の最も重視している環境/サステナビリティの取り組みについて、宿泊客に伝えられるようにします。 グリーンキープログラムに参加する一環として、施設が提供する設備、製品、サステナビリティに関するものも含めたサービスについての情報は資料およびコミュニケーションを通じて、正しく理解しやすいものでなければなりません。 審査の際には、フロント係がグリーンキーの基本的な情報および施設の最も重視している環境/サステナビリティの取り組みについて説明ができることを確認します。
3.6	宿泊客に、よりサステナブルな交通手段の代替案を提案している。(I)	宿泊客に、車やタクシー以外の現実的で安全な交通手段の代替案を提案すること。 たとえば、次のようなものがあります。 ・地元の公共/民間交通機関（バス、電車、地下鉄、路面電車、船舶など） ・乗り合いタクシー/乗り合いバス ・電気自動車やバイオ燃料を使用するなど、環境方針を掲げている会社のタクシー ・事業者が提供するシャトルバス ・その他の交通手段（自転車、徒歩など） 電気自動車の利用については、施設にEV充電スタンドを設置するか、近隣の充電施設の案内をします。 地域の交通機関やその他の交通手段の情報は、フロント係やコンシェルジュなどが伝えます。あるいは、施設内の公共エリアや客室、多目的ルームなどに案内資料を設置します。 グリーンキープログラムに参加する一環として、施設が提供する設備、製品、サステナビリティに関するものも含めたサービスについての情報は資料およびコミュニケーションを通じて、正しく理解しやすいものでなければなりません。また、実際に実施可能なこと以上のことを約束してはなりません。 審査の際には、宿泊客に提供している地域の交通システムやその他の代替手段の情報について確認します。またそれらの情報が正確でわかりやすく提供されていることも確認します。

3.7	宿泊客に、サステナビリティの取り組みについて評価する機会を提供する。(G)	宿泊客へのアンケートにより施設の取り組みへの満足度がわかります。一般的な項目（品質、価格、サービスなど）に加えて、サステナビリティに関する項目もアンケートに入れること。アンケートの回答の中に改善すべき課題があれば、可能なかぎり改善しなければなりません。 審査の際には、サステナビリティに関連するアンケート項目を確認し、また宿泊客からのフィードバックがどのようにモニターされ改善に活用されているか確認します。
-----	---------------------------------------	---

4. 水

4.1	水の総使用量は、少なくとも月に1回記録する。(I)	環境負荷の低減とコスト削減のために、水の総使用量を少なくとも月1回は定期的に記録すること。 水源がわかる場合は、明記します。公共水道を使用していない場合は、水の供給源が持続可能で、環境や地域に悪影響を与えていないことを確認します。記録したデータを分析し、水の消費量を減らすため積極的に活用します。詳細なデータを得るため、水の総使用量を月1回以上記録することが推奨されます。 水の使用量に大きな変化があった場合（とくに使用量が増えた際）には、原因解明のための調査手順を決めておき、ただちに是正措置を実施します。 審査の際には、少なくとも月々の使用量の記録を提示してください。また使用量が急激に変化した場合の調査と是正の手順も提示してください。水の供給元が公共業者でない場合は、水源が持続可能であり、環境や地域に悪影響を与えていないことを示す書類を提示してください。
4.2	新たに購入するトイレは、3/6（小/大）リットルのデュアル水洗トイレとする。(I)	水洗トイレの、水の使用量を減らし環境負荷の低減とコスト削減を図ること。 過去12か月以内に設置した、客室、公共エリア、従業員エリアなどのトイレは、1回の洗浄で最大3/6（小/大）リットルのデュアル水洗トイレにします。水洗トイレの水量は、宿泊客や従業員の快適さを損なうことなく節水することができます。 1回の洗浄で最大4.5リットルまでのセンサー付きトイレも認められます。 審査の際には、過去 12か月に設置したトイレについて、最大 3/6 のデュアル水洗トイレであることを確認できる書類を提示してください。また、実際にその設備を目視で確認します。
4.3	水道の蛇口、トイレやプールなどの水漏れを定期的にチェックするシステムがある。(I)	公共エリア、客室、従業員エリアなどでの蛇口やトイレからの水漏れは、水資源の過剰消費による環境負荷の増加などの悪影響をおよぼし、むだなコストも発生します。水漏れを定期的にチェックする作業手順を定めること。水漏れが確認された場合、解決するための措置をとります。 屋外・屋内プールや浴場からの水漏れは、水の消費量を増やし、むだなコストが発生するほか、環境負荷の大幅な増加につながります。 プールなどの水漏れを定期的にチェックする仕組みをつくります。目視による確認だけでなく、水使用量を監視するメーターや水漏れ検知器を設置し、なるべく毎日点検することを推奨します。 審査の際には、水漏れを定期的にチェックする作業手順と、水漏れの際の処置の手順を提示してください。また、蛇口やトイレ、プールなどの水漏れを目視で検査することもあります。

4.4	施設内のシャワーの少なくとも75%で、水の流量を毎分9リットル以下にする。(I)	節水による環境負荷の低減とコスト削減のため、客室、公共エリア、従業員エリア、スパやフィットネス施設などのシャワーの、少なくとも75%は、水の流量が毎分9リットルを超えてはなりません。 ハンドシャワーとレインシャワーの両方がある場合、両方とも適用されます。シャワーと一緒に設置された浴槽用水栓の流量は、この項目に含まれません。シャワーの水量は、快適性を損なうことなくさらに減らすことができます。 この項目を満たすため、水の制限機能のあるシャワーヘッドに交換したり、止水栓を調整します。 水流を抑えるには、シャワーヘッドのエアレーターで水と空気を混ぜ合わせる方法がよく使われます。短期的な解決策としては、止水栓の調整により水压を下げることも可能です。 審査の際には、施設内のさまざまな場所のシャワーで、流量のサンプル測定を行います。
4.5	施設内の水道の蛇口の少なくとも75%で、水の流量を毎分8リットル以下にする。(I)	節水による環境負荷の低減とコスト削減のため、客室、従業員エリア、公衆トイレ、スパやフィットネス施設などの公共エリアにある蛇口の75%は、水の流量が毎分8リットルを超えないようにすること。 多くの場合、宿泊客の快適性を損なうことなく、水栓の水量をさらに減らすことができます。 この項目を満たすには、水流を制限した水栓や、水を制限する設備の設置などの方法があります。水流を抑えるには、エアレーターで水と空気を混ぜ合わせる方法がよく使われます。短期的な解決策としては、止水栓の調整で水压を下げることも可能です。 審査の際には、施設内のさまざまな場所の蛇口で、水量のサンプル測定を行います。
4.6	小便器にセンサーや節水装置をつけるか、無水式のものにする。(I)	小便器の水の使用量を減らすことで、環境への負荷を低減でき、水の使用量とコストも削減できます。 小便器には、個々にセンサーをつけて自動水洗にするか、押しボタン式（毎分3リットル）、もしくは無水式の小便器を設置すること。 審査の際には、小便器にセンサーや押しボタンがあり水量が制限されていることや、無水式であることなどを確認します。
4.7	新たに設置する食器洗浄機は、1洗浄あたりの使用水量が3.5リットル以下のものにする。(I)	節水による環境負荷低減とコスト削減のため、過去12か月以内に設置した業務用の食器洗浄機は、1洗浄あたりの水の使用量が3.5リットル以下のものとする。 審査の際には、過去12か月以内に設置した業務用食器洗浄機について、1洗浄あたりの最大使用水量が3.5リットル以下であることを確認できる書類を提示してください。客室に備えつけられた食器洗浄機は、この項目からは除外されます。また、業務用厨房がない施設についても、この項目から除外されます。

4.8	すべての廃水を処理する。(I)	環境への負荷を低減するため、施設で発生した廃水は、未処理のまま排出しないこと。公共下水道に接続するか、独自の下水道システムで廃水を処理します。廃水はすべて、国および/または地域の法律に則って処理されることが重要です。そのような法律がない場合、廃水は可能なかぎり高度な処理方法で処理するようにします。 処理後の廃水はなるべく再利用します。例外的に、行政が公共下水道への接続を提供せず、施設が独自の下水道システムを構築することが不可能な場合、この項目の免除を申請できます。廃水の再利用/放出は、地域住民や環境に悪影響を及ぼさないよう、安全に行わなければなりません。 審査の際には、廃水処理の要件を満たしていることを示す証明書やその他の適切な文書を提示してください。処理された廃水の放出が地域住民と環境に悪影響を及ぼさないことが確認できる行政などの書類を提示してください。項目の適用除外を要求する場合、項目を満たすことが不可能であると証拠を提示しなければなりません。また目視検査で、この項目を満たしていない事象がないか確認します。
4.9	新規に設置する食器洗浄機や洗濯機は、業務用の製品にする。(I)	家庭用の食器洗浄機や洗濯機は、業務用と比較すると、一般的にエネルギー効率や水効率がよくありません。環境負荷低減とコスト削減のため、従来型の家庭用電化製品の使用を避けるか、最小限に抑えること。 過去12ヶ月に設置した食器洗浄機や洗濯機は、従来型の家庭用電化製品ではないこと。ただし小型の食器洗浄機しか必要としない場合（たとえば、業務規格の厨房を必要としないバーなど）は環境保護の観点からは、引き続き使用することが最良の選択といえる場合があります。同様に、洗濯するものが少ない場合（例：ユニフォームなどのみ）には、家庭用洗濯機を使用することが認められます。このようなケースにおいてもこの項目は免除されます。また、客室に設置されている食器洗浄機や洗濯機も、この項目の対象外となります。 審査の際には、過去12ヶ月に設置した食器洗浄機や洗濯機が、家庭用ではないことを示す書類を提示してください（ただし特別な理由がある場合を除く）。また目視検査では、業務用食器洗浄機や洗濯機の使用状況を確認します。
4.10	グリストラップを設置する。(I)	厨房のグリストラップが適切に機能していることは環境負荷の低減に貢献するだけでなく水の使用量や薬品の節約、コストダウンにつながります。油で排水溝がふさがれないようにするためには、厨房にグリストラップを設置し、それを定期的に清掃すること。（業務用厨房がない施設は、この項目から除外されます） 審査の際には、厨房の排水口に設置されたグリストラップが正常に機能していることを確認します。
4.11	プールにカバーをつけるか、節水システムを導入している。(G)	屋外プールは大量の水を使用し、蒸発による水の消費量の増加やコスト増など、環境負荷の高い施設です。プールを使用しないときは、カバーなどの覆いをする必要があります。このカバーなどは、プールの使用時間外および/また使用しない期間に用いるものです。さらにプールの水を再利用することもできます。場所や時期によっては屋外のプールで温水が使用されることがあります。この場合も、カバーなどの使用は省エネの一助となるため、極めて望ましいです。露天風呂でも同様のことがいえます。 審査の際には、屋外プールのカバーやその他のシステムの使用に関する書類を提示してください。また、プールなどを目視で確認します。

4.12	プールの清掃には、化学薬品を含まない代替品を使用する。(G)	有害な化学薬品の使用を減らすため、プールの清掃では化学薬品のかわりに、紫外線、電解水処理、メンブレンフィルターなどを用いること。 ただし、化学薬品を含まない代替品の使用は、水質基準をまもること。 審査の際には、化学薬品を使用しない代替品に関する書類を提示してください。
4.13	水の消費量の多いエリアには、水道メーターを別に設置する。(G)	施設内のさまざまな場所で使用される水量をより正確に把握するため、とくに水の使用量が多い場所（厨房、プール、スパエリア、テナント事業者など）には、個別/追加の水道メーターを設置すること。 客室や多目的ルームが多い大規模な施設の場合は、各施設ごとに水道メーターを設置してもよいでしょう。水道メーターの増設・分離により、より正確な水使用量の把握が可能になります。 水使用量削減の目標を立てることで、環境負荷の低減とコスト削減を実現でき、水漏れの発見も容易になります。 水道メーターの設置台数を増やすと、各水道メーターでの使用量を把握できます。より詳細な情報を得るため、各メーターの水使用量の読み取りは、少なくとも月1回以上行いましょう。 審査の際には、各水道メーター（場所の表記も含む）の少なくとも月1回の水使用量の記録を提示してください。水使用量の急激な変化があった場合の調査と処置の作業手順も提示してください。
4.14	施設内の少なくとも75%の水道蛇口の流量は、毎分5リットル以下である。(G)	節水による環境負荷の低減とコスト削減のため、客室、公共エリア、従業員エリアなど施設内の少なくとも75%の水道蛇口の流量は、毎分5リットル以下であること。宿泊客の快適性を損なわない範囲で流量をさらに減らしても問題ありません。 センサー付蛇口を設置している施設においても、この項目にも適合している必要があります。 審査の際には、施設内のいくつかの蛇口で実際の流量を測定します。
4.15	廃水は敷地内で処理し、再利用している。(G)	環境負荷および水の消費量低減のため、廃水処理に取り組んでおり、敷地内の緑地の灌水用やその他の適切な場所において再利用すること。 廃水の再利用は、国の法律に従い、地域住民や環境に悪影響を与えないことを確認して安全に行われています。この項目には、空調設備からの廃水も含まれます。 審査の際には、廃水の処理と再利用に関する書類を提示してください。 処理した廃水の再利用が、地域住民と環境に悪影響を及ぼさないことを確認する書類を提示してください。（例：地域住民と環境に関する行政書類など）

4.16	雨水を集め、適切な目的のために利用している。(G)	節水による環境負荷低減とコスト削減のため、雨水を集め、トイレや施設内の緑地の灌水など、適切な用途に使用すること。 集めた雨水は、宿泊客や従業員、施設、地域の住民や環境に悪影響を与えないよう、安全に管理する必要があります。 審査の際には、雨水を集めるための設備が目視で確認します。また、収集した雨水が悪影響を与えないことを確認する書類などがあるとよりよいです。
4.17	水のリスク評価を実施し、評価に基づいた推奨事項を考慮している。(G)	水は共有資源です。持続的に管理するために水のリスク評価をおこない、施設内の水に関する潜在的なリスク（干ばつ、冠水、水質汚染など）について検証すること。 この評価は、関連する適切な機関や外部企業によって実施されなければなりません。評価の結果、水に関する潜在的なリスクがあると判断された場合ステイクホルダーなどとともに、十分な配慮と対策を講じなければなりません。 詳しくは、WWFのウォーターリスクフィルター https://waterriskfilter.org/ を参照してください。 審査の際には、水のリスク評価の結果を提示してください。第三者の評価が実施されていることを確認します。

5. 洗濯・クリーニング

5.1	客室に、シーツの交換についての案内をおく。(I)	環境負荷の低減と、洗濯やクリーニングにかかるコスト削減のため、宿泊客の希望に応じてシーツを交換する案内を客室のわかりやすい場所(ベッドの近くなど)に表示すること。テレビモニターに表示したり、客室インフォメーションブックに記してもよいでしょう。 シーツの交換(例：3泊ごと)について宿泊客に知らせ、宿泊客がシーツ交換の頻度をより少なく、または多く希望する場合についても記します。さらに、チェックイン時に説明し、宿泊客の希望を確認するのもよいでしょう。 審査の際には、客室内のシーツ交換に関する表示・案内を確認します。
5.2	客室に、タオルの交換についての案内をおく。(I)	環境負荷の低減と洗濯やクリーニングにかかるコスト削減のため、宿泊客の希望に応じてシーツを交換する案内を客室のわかりやすい場所(バスルームなど)に表示すること。テレビモニターに表示したり、客室インフォメーションブックに記してもよいでしょう。 タオルの交換(例：3泊ごと)について宿泊客に知らせ、宿泊客がタオル交換の頻度をより少なく、または多く希望する場合についても記します。さらに、チェックイン時に説明し、宿泊客の希望を確認するのもよいでしょう。 タオルをサービスの一環として提供していない施設では、この項目は適用されません。 審査の際には、客室内のタオル交換に関する表示・案内を確認します。
5.3	日常的に使用する洗剤の75%以上が環境配慮した製品である。(I)	環境負荷低減のため、有害な化学物質を含む洗剤の使用を制限します。日常的に使用するすべての洗剤の少なくとも75%以上が環境に配慮された製品であること。 客室、多目的ルーム、レストラン、共有エリア(プールを除く)、また従業員エリア(キッチン、ランドリーエリアを除く)などの日常的な清掃に使用されるすべての製品が含まれます。エコラベルは、国際的なもの(例：EU-エコラベル、Nordic Swan、Green Seal、Cradle2Cradleなど)または国内の環境配慮型の製品でもよいです。75%という数字は、洗剤の総コスト、点数、もしくは価格などを参考に算出することができます。 エコラベル製品の購入が不可能な場合、代替の洗浄手段でもよいです(項目5.9を参照)。2つの選択肢のいずれも不可能な場合、この項目の免除を申請できます。 審査の際には、日常的に使用するすべての洗剤のリストを提示し、少なくとも75%が環境配慮型の製品であることを確認できるようにしてください。目視検査では、洗剤の表示を確認します。この項目の免除を求める場合は、環境配慮型の製品の購入が困難であること、また代替の洗浄方法を検討したことを示してください。

5.4	消毒剤の使用は、必要最小限とする。(I)	化学物質の消毒剤は、害虫、かび類、細菌、ウイルスが発生した場合など、ほかの方法で除去できないケース以外は使用しないこと。 手指の消毒はこの基準には含まれません。環境と健康に影響を与える可能性があるため、使用は最小限に抑えましょう。 また、できるかぎり環境への影響の少ないものに置き換えます。消毒剤は国家機関の認可を受けた製品であり、製品安全データシート（SDS）および/またはその他の技術データに記載されている適用範囲の用途にのみ使用します。また、製品に記載されている濃度や接触時間を厳守することが義務づけられています。消毒は、訓練を受けた従業員、または認可された外部業者によってのみ行うことができます。さらに、施設は消毒物質の正しい取り扱いを保証することが重要です（6.6参照）。 法制度が本項目より厳しい、あるいは矛盾する衛生規則を定めている場合には、法制度に従い、この項目の免除が認められます。 審査の際には、施設は使用している消毒剤の製品安全データシート（SDS）および/またはその他の技術的なデータを提示してください。合わせて消毒剤の使用が製品の説明書に記載された要件に従っていることが確認できる作業手順書を提示してください。
5.5	ペーパータオル、ティッシュペーパー、トイレットペーパーは、塩素漂白されていない製品、または環境配慮型製品である。(I)	国際的なエコラベル（例：EU-エコラベル、Nordic Swan、Green Seal、Cradle2Cradle.など）、または国内の環境配慮型のペーパータオル、ティッシュペーパー、トイレットペーパーは、その生産プロセスにおいて環境に配慮され環境負荷が小さいことを証明しています。 また、代わりに／合わせて、塩素系漂白剤を使用していないことも確認すること。セルロース繊維の漂白は、さらなるエネルギーと化学物質の使用を意味します。 この項目はすべての事業者に義務付けられていますが、対象製品が近くで入手できない場合は免除されることがあります。 審査の際には、ペーパータオル、ティッシュペーパー、トイレットペーパーが塩素漂白剤を使用した製品ではないことと、環境配慮型の製品であることを確認します。
5.6	環境配慮型の食器用洗剤を使用している。(G)	食器用洗剤の使用は最小限にとどめ（正しい用量を使用）、国際的または国内的に認知された環境配慮型の製品であること。 審査の際には、食器用洗剤に環境配慮型の製品であることを確認します。
5.7	環境配慮型の洗濯用洗剤を使用している。(G)	洗濯用洗剤の使用は最小限にとどめ（正しい用量を使用）、国際的または国内的に認知された環境配慮型の製品であること。 審査の際には、洗濯用洗剤が環境配慮型の製品であることを確認します。

5.8	日常的に使用する洗浄剤は、濃縮タイプを希釈して使用している。(G)	日常的に使用する洗浄剤について、濃縮タイプの製品を希釈して使用することでプラスチック廃棄物の量や輸送による環境への悪影響を低減します。適切な量の洗浄剤を使用できる自動投入（希釈）装置や、できれば直接薬品に触れたり薬品がこぼれたりしないような手法の導入が望ましいです。 審査の際には、濃縮タイプの洗浄剤の購入を示す書類を提示してください。目視検査で自動投入装置などを確認します。
5.9	清掃には、天然繊維の布を使用している。(G)	清掃に天然繊維の布(雑巾、ウエスなど)を使用することは、紙、水、洗剤（薬品）の消費量とコストを減らし、環境負荷の削減に大きく寄与します。マイクロプラスチックを放出する合成繊維ではなく、天然繊維の布であること。 審査の際には、天然繊維の布が使用されていることを確認します。
5.10	ケミカルフリーの洗浄と消毒方法を採用している。(G)	環境負荷の低減と化学製品の使用量削減のため、ケミカルフリーの清掃や消毒の手法を採用すること。 具体的な方法としては脱イオン水、電解水、高圧水洗浄などがあげられます。 ケミカルフリーの洗浄方法を用いて、公共エリア、客室、多目的ルームなどの清掃と消毒を行います。厨房の清掃については除外します。 法制度が本項目より厳しい、あるいは矛盾する衛生規則を定めている場合には、法制度に従い、この項目の免除が認められます。 審査の際には、施設は公共エリア、客室、多目的ルームの清掃と洗浄についてケミカルフリーの手法を採用していることを記載した書類を提示してください。
5.11	洗濯やクリーニングの際に芳香剤や香水を使用しない。(G)	化学物質の使用量を減らし環境負荷を低減するため、またアレルギー反応のリスクを低減するため、洗濯・清掃用品やルームスプレーに芳香剤や香水を使用しないこと。外部の業者に委託する場合にも適用されます。 審査の際には、洗濯・掃除用の製品に芳香剤や香水が含まれていないことを確認します。また、芳香剤や香水を使用していないことを示す外部業者の書類も提示してください。
5.12	客室のベッドメイクや清掃を不要とする選択肢を宿泊客に提供している。(G)	環境負荷を削減し、水、エネルギー、化学物質の使用を節約するために、客室のベッドメイクや清掃を行わない選択を宿泊客に伝える。 チェックイン時に伝えてもよいですし、ドアノブサインなどを使うこともできます。 積極的な参加を促すために、たとえば、サービス券や表彰などの特典を提供してもよいでしょう。 法制度が本項目より厳しい、あるいは矛盾する衛生規則を定めている場合には、法制度に従い、この項目の免除が認められます。 審査の際には、この項目に適合していることを示すもの（例：ドアノブサイン）を提示します。

6. 廃棄物（処理）

6.1	廃棄物は、法制度にしたがい少なくとも3種類に分別する。(I)	廃棄物の再利用と再資源化を促進するため、法制度にしたがい少なくとも3種類に分別すること。 たとえば、紙、段ボール、金属、缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、払い戻し制度のある瓶、有機・生ごみ、庭ごみ、使用済の食用油など。「一般廃棄物」や「その他の廃棄物」などの単純な分類は認められません。 廃棄物の分別のほかにも、たとえば食品や飲料の納入に使用する容器の回収・再利用について、取引先と検討し廃棄物の量を減らすことなどが奨励されます。（6.14 参照）。 分別した廃棄物は、なるべく敷地内または廃棄物処理施設で再資源化および再利用に取り組むことが求められます。 分別した廃棄物は、法制度を守り、安全に保管します。分別施設は、従業員が利用しやすいものであること、また厨房のある施設では、厨房内で分別が実施されていることが望ましいです。 国/地方自治体から、回収後の廃棄物の分別を確認できる書面の提示がある場合は施設内で分別する必要はありませんが、従業員はこの場合でも廃棄物管理の原則に関して研修を受ける必要があります。 審査の際には、法制度を守って分別していることを示す行政の書類を提示してください。また、施設内の廃棄物分別施設（少なくとも3種類以上に分別）を目視で確認します。
6.2	分別した廃棄物は、廃棄物処理施設、または事業者独自の施設において分別処理している。(I)	種類ごとに分別した廃棄物が、回収時および回収後の処理施設においても正しく分別処理されていること。 廃棄物によっては、さらなる分別、再資源化、廃棄が行われる場合があります。 分別した廃棄物の回収とその後の適正な処理について、公共および／または民間業者との間で協定を結ぶことができます。 事業者によっては、コンポストや植物廃棄物を処理するための独自の施設を持っている場合もあるでしょう。さらに、分別収集した廃棄物がそれぞれの処理施設に送られる前にその量を減らせる設備のある事業者もあるかもしれません（例：段ボールを圧縮する装置など）。 自社設備で処理した廃棄物を民間事業者に引き渡している場合は、環境面で安全かつ有害でない方法で処理されていることを示す書類を提示する必要があります。 審査の際には、公共および/または民間の廃棄物処理業者との、廃棄物の回収およびその後の適正な分別処理を確認できる書類を提示してください。独自の廃棄物処理施設がある事業者は、基本的な処理手順を提示してください。またその施設を目視で確認します。
6.3	廃棄物の分別方法をすべての従業員が理解できるようにする。(I)	廃棄物の分別エリアには、分別方法を明示した指示・看板を設置すること。 これはアイコンやイラストを使用し、誰にでもわかりやすいものにします。また廃棄物の種類に応じた分別収集用のコンテナを設置します。 審査の際には、廃棄物の分別エリアの指示や標識を目視で確認します。また、その指示どおりに正しく分別されていることも確認します。

6.4	新規に購入するポンプや冷凍機には、CFCやHCFCの冷媒を使用してはならず、すべての設備は、常に以下の国内法令に適合していなければならないこと。冷媒を廃止すること。(I)	過去12ヶ月以内に設置したポンプや冷凍設備はCFC（クロロフルオロカーボン、別名フロン）またはHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)を使用していないこと。これらは温室効果ガスであり、オゾン層破壊の原因となるためです。製品にCFCやHCFCが含まれているかどうかの情報は、製品仕様書に記載されています。または製品情報資料に記載されています。 日本では、CFC/HCFCを含む製品の製造と取引を法律で禁止しています。さらに、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の使用も推奨されなくなりました。 審査の際には、過去12ヶ月以内に設置した設備について、CFC/HCFCが含まれていないことを確認します。 ※フロン排出抑制法参照のこと。
6.5	使い捨ての食器類を使用しない。(I)	資源の使用と廃棄物の量を減らすために、カップ・グラス、皿、カトラリー（箸含む）、ストロー、コーヒーマドラーなどの使い捨ての食器類を使用しないこと。ただしプールサイド、イベント時、テイクアウトなど、安全上の懸念や例外的な場合のみ使用できます。使い捨ての食器類を使用する必要がある場合は、紙製（プラスチックコーティングなし）、木製、コーンスターチなどの生分解性成分を含む植物由来の素材の製品が極めて望ましいです。 審査の際には、使い捨て食器類に関する方針を提示してください。また、目視検査では、この方針に沿って運営されていることを確認します。 (国内ルール) 環境および地域の持続可能性に貢献し、その裏付けを証明できる状況に限り、国内ルールとしてこれらの割り箸／木箸の使用が認められます。基準項目6.5の要求事項を満たしていると認められる割り箸／木箸についての条件は以下の通りです。 ・ F S C 認証材で製造されている、あるいは、国産材であり製材所や森林組合などで発生した「端材、廃材」もしくは間伐材のみで製造されている。そして、それを証明するための証拠が提示できる。 ・ 割り箸／木箸を提供することが、「日本の食文化」の継承において重要な要素であると認められる。 ・ 使用済みの箸を他のゴミと分けて処理し、可能な限り再利用・再資源化する。そのために、使用済の箸の数量（個数、または重さ）の1年ごとの記録をとり適切に処理・再資源化が実施できていることを証明できる。 ・ 割りばしの包装についてもFSC認証製品、または生分解性の植物由来の製品であり環境配慮型の商品であることが証明できる。 ・ 以上の項目をふまえ、持続的な原料の調達・製造・徹底した分別による廃棄や再資源化が理解できる割り箸／木箸のライフサイクルに関する説明文を提出する。 ・ その他の条件については、6.5で定められている基準の内容が優先する。なお、間伐材・端材を利用した箸以外の使い捨ての食器類については、この基準には該当しない。

6.6	危険な固体・液体・化学物質は安全に保管する。(I)	有害化学物質（廃棄物を含む）は、固体・液体を問わず、環境の汚染や従業員の健康被害を避けるため安全に保管すること。 分別した有害化学物質は、法制度を守り、製品安全データシートの推奨事項に従い、他の廃棄物とは区別して鍵のかかる場所で保管します。分別が必要な有害化学物質の例としては、殺虫剤、塗料、電池、電球、電化製品、洗浄剤、プール用消毒剤、その他の消毒剤などがあります。 これらの廃棄物は個別に安全に保管することに加え、こぼれたりすることで他の物質と混ざることがないように、管理します。保管場所は、従業員の安全のために適切な換気が必要です。 有害化学物質の取り扱いに関して万が一の事故に対処するための手順を定め、流出などの事故の場合に環境や健康被害を防ぐ処理方法をきめておきます。また有害化学物質の使用量を減らし、なるべく有害性の低い製品で代用することが奨励されます。 審査の際には、有害な固体・液体の化学物質の種類ごとに保管していること、換気を適切に行っていること、容器からの漏れがないことなど、目視で確認します。
6.7	危険な廃棄物は、許可された処理施設に安全に運搬している。(I)	有害な固体または液体廃棄物について、許可された処理施設への安全な運搬を確認すること。 運搬する処理施設は事業所から最も近い適切な施設であることが望ましい。他の事業所と協力して有害廃棄物の共同運搬を行うことは可能です。 審査の際には、法制度を守り、最も近い許可された処理施設への有害廃棄物の安全な運搬について、作業手順を提示してください。 ※産業廃棄物処理業者情報検索システムを参照のこと。
6.8	バスルーム/トイレに、ごみ箱を設置する。(I)	バスルーム/トイレにはごみ箱を設置し、衛生用品のごみをトイレや下水に流さず回収できるようにすること。 衛生用品はプラスチックが使われています。衛生ごみなどは、トイレの詰まりや汚れの原因となることや処理の方法について、バスルームやトイレ、客室、公共スペースなどに表示することを推奨します。 審査の際には、バスルーム/トイレにごみ箱と表示があることを確認します。

6.9	個別包装で提供している食品・飲料は最大5品目までである。(I)	廃棄物の量を減らすことで環境負荷を軽減し、コストを削減するために、レストラン、従業員食堂、バー、持ち帰り・配達飲食サービスにおいて個別包装で提供する食品/飲料は最大5品目までとすること。これらには牛乳/クリーム、砂糖、バター、蜂蜜、ジャム、ヨーグルト、チーズ、塩/胡椒、醤油などが含まれます。 個別包装のかわりに、なるべく再利用可能なガラス容器などに置き換えることが極めて望ましいです（衛生上の規制などがある場合を除く）。 個別包装の製品を使う場合は、包装材を再資源化しましょう。 この項目は、レストラン、バー、従業員食堂などの飲食サービスに関連するものですが、客室についても同様です。 法制度が本項目より厳しい、あるいは矛盾する衛生規則を定めている場合には、法制度に従い、この項目の免除が認められます。
6.10	廃棄物の総量を記録する。(G)	廃棄物の量を把握することは、廃棄物を減らすための計画を立てる上で重要です。 廃棄物の削減、再資源化、再利用により、環境負荷とコスト削減を実現するために廃棄物の量を毎月、分別した種類ごとに記録すること。 審査の際には、毎月の廃棄物収集量の記録を分別の種類ごとに提示してください。
6.11	シャンプーなどは、ディスペンサーを使う。(G)	ごみの量を減らし、環境負荷を低減するために、シャンプー、コンディショナー、ボディーソープなどは個別包装をせず、ディスペンサーを使用すること。この項目は、客室のバスルーム、公共エリアのトイレ、従業員用のトイレ/シャワーに適用されます。ディスペンサーは定期的に洗浄しましょう。法制度が本項目と矛盾する衛生規則を定めている場合には、法制度に従い、この項目の免除が認められます。 審査の際には、ディスペンサーの使用を確認します。
6.12	シャンプーなどの個別包装材は、自主回収・再資源化する。その素材は、再生素材や再生可能資源、または生分解性のものとする。(G)	環境負荷を低減するために、廃棄物の量を減らします。 シャンプーなどの個別包装材は、再生素材や再生可能資源、または生分解性のものや、エコラベル付き（例：紙の場合はFSCラベル）のものであること。まだ使えるシャンプーや固形石鹸などは回収し、従業員エリアで使用したり、持ち帰ったり、寄付などで活用します。 使用後の包装材は分別を徹底し再資源化します。また、宿泊客には客室係が分別しやすいよう使用後の包装材をごみ箱に入れないよう促します。※プラスチック資源循環促進法を参照のこと。 審査の際には、分別・再資源化されていることに加え、プラスチック資源循環促進法にのっとりしていることなどを確認します。
6.13	使い捨てのアメニティは、フロントや専用ブースに用意する。(G)	廃棄物の量を減らすことで環境負荷を低減するため、石鹸、シャンプー、ボディーソープ、シャワーキャップ、歯ブラシ、ヘアブラシ、かみそり、綿棒、スリッパ、靴墨などは、客室ではなくフロントや専用ブースに用意すること。 審査の際には、客室には使い捨てのアメニティが置かれていないことを目視で確認します。

6.14	納入品の少なくとも5品目の包装材は、リターナブル・再利用可能である。(G)	各種納入品の包装材をリターナブル・再利用可能なもの（例：ポリ容器、発泡スチロールの箱、プラスチックの箱など）を使用している事業者を選ぶ。または事業者の協力により、廃棄物の量をさらに削減すること。 この項目を満たすためには、少なくとも5品目の製品の包装材がリターナブル・再利用可能なものである必要があります。ただし、納入が5品目未満で、すべてが要件を満たす場合も認められます。 審査の際には、納入業者との合意事項の書類などを提示してください。
6.15	廃棄物を削減・再利用するための計画がある。(G)	環境負荷の低減とコスト削減のため、廃棄物の種類ごとの正確な量を把握し、廃棄物の徹底した削減を目指し、再資源化と再利用の計画を立てること。廃棄物の量を分類して記録し、廃棄物の削減、再資源化、再利用の方法について廃棄物管理計画を策定します。 審査の際には、廃棄物管理計画書を提示してください。
6.16	廃棄物の処理業者が適切に処理できるよう、宿泊客や従業員はごみを分別する。(G)	宿泊客と従業員がごみを分別しやすくし、回収したごみは、施設内で分別収集容器に仕分けること。 客室または公共エリア（廊下、ロビー、レストラン、多目的ルーム、駐車場など）、従業員食堂や更衣室などに、分別ごみ箱を置きましょう。 ごみの種類によってごみ箱を分けるか、1つの容器を仕切って分別します（多分別ごみ箱など）。わかりやすい表示やサイン（できればアイコンやイラスト）で、廃棄物の種類に応じたごみ箱や仕切りがあることを示します。一般廃棄物、混合廃棄物、その他の廃棄物といった表記は、分別廃棄とはみなされません。複数のごみ容器を置くかわりに、「紙や新聞はテーブルの上に。その横にビンやカンなど。その他はごみ箱に入れてください」などのように指示してもよいでしょう。 ごみの分別についての宿泊客向けの情報は、施設の環境に対する取り組みの一つとして、客室のテレビモニターやインフォメーションフォルダー、公共エリアのモニターや掲示板などを通して情報提供します。 グリーンキーププログラムへの参加の一環として、これらすべての取り組みについて、ただしくわかりやすく情報を提供しなければなりません。 審査の際には、廃棄物の分別方法についてわかりやすい情報を提供していることを確認します。
6.17	石鹸、ボディーソープ、シャンプーなどの少なくとも75%に、環境配慮型製品を使用している。(G)	化学物質の使用量を減らし、環境負荷の低減をするため、石鹸、ボディーソープ、シャンプーなどの75%は、国内または国際的に知られている環境配慮型製品を使用すること。また、動物実験を行っていないことが確認できる製品を使用することも推奨されます。 これは、客室のバスルーム、従業員エリア、公共エリアのいずれにも適用されます。 審査の際には、購買方針を確認するか、目視で石鹸などの製品を確認します。

6.18	購入している製品のうち少なくとも5品目以上はプラスチック包装ではない、もしくは再生プラスチックの配合率が50%以上のもので包装されている。(G)	廃棄物の量を減らし、環境負荷の低減を図るため、購入する製品は原則としてプラスチック包装されていないこと。 プラスチック包装の製品は、少なくとも再生（バイオマス）プラスチック配合率が50%以上のものにしましょう。使用後の包装材は、再資源化することが求められます。 この項目を満たすには、少なくとも5品目（例：清掃用品、トイレタリー、食料品など）が、プラスチック包装ではないか、少なくとも再生（バイオマス）プラスチック配合率50%以上のものでなければなりません。 審査の際には、少なくとも5つの品目について確認できる書類を提示してください。
6.19	有機廃棄物は堆肥化するなど、ほかの用途に使用する。(G)	環境負荷低減のために有機廃棄物（生ごみ、庭ごみ）を再利用し、廃棄物を削減します。有機廃棄物を分別するシステムを導入すること。 有機廃棄物は、堆肥化、バイオガスの製造、動物の餌などに使用することができます。 堆肥化する場合は、宿泊客や従業員、周辺コミュニティに影響を与えないよう衛生的に行いましょう。 審査の際には、有機廃棄物で堆肥をつくっていることを確認します。バイオガスや動物の餌などとして外部業者に引き渡す場合、有機廃棄物が外部業者によって適性に処理されていることを示す書類を提示してください。

7. エネルギー

7.1	エネルギー消費量は少なくとも月に1回記録する。(I)	エネルギー消費量を削減し、環境負荷とコストを削減のために、少なくとも月に1回、エネルギー消費量を記録すること。 可能であれば、エネルギー源構成も表示します。より詳細な情報を得るため、なるべく頻繁に記録することを推奨します。 データは、エネルギー消費量を削減することを目標に積極的に利用しましょう。データに大きな変化が生じた場合（とくに、予想を上回る消費量の増加）、その理由をただちに調査し是正する措置を準備しておきます。 審査の際には、少なくとも月1回の総エネルギー消費量の記録と、総エネルギー消費量の急激な変化や大きな変化を調査し是正する措置を確認します。
7.2	暖房、換気、空調（HVAC）制御システムを設置している。(I)	エネルギー使用量の削減による環境負荷の低減とコスト削減のため、暖房、換気、空調（HVAC）を制御するシステムを導入していること。 空調の集中制御システム（EMS）は、自動制御または手動管理でもよいです。個別空調の場合は従業員の作業手順を定めます。さらに、カーテンやシェードによる室温調節も考えられます。この制御システムは、季節の変化や施設の場所ごと（客室、会議施設、レストランエリア、その他の公共エリアなど）の使用・不使用を考慮します。 審査の際には、建物の空調管理システムを確認します。空調制御システム管理の作業手順を提示してください。
7.3	照明器具の75%以上がエネルギー効率が良いもので、少なくともその半分はLEDである。(I)	照明器具はエネルギー消費が多いため、環境負荷を軽減するために、少なくとも75%が、省エネタイプの製品を使用すること。 この項目は、客室、公共エリア（ロビー、レストラン、会議場、ホールなど）および従業員エリアに適用されます。 最もエネルギー効率のよい照明器具はLEDですが、その他の省エネタイプの照明器具の使用も可能です。照明器具の半分以上をLEDにすることが要件ですが、過去3年以内にその他のエネルギー効率のよい製品を購入したことが認められる場合は免除されます。 エネルギー効率のよい照明器具は、高価ですが寿命が長いので、コストダウンになり交換の作業も減らせます。 審査の際には、照明器具の台帳を提示し、少なくとも75%がエネルギー効率のよいものであり、少なくともその半分がLEDであることを提示してください。また目視検査で、いくつかの客室、公共エリア、従業員エリアの照明器具を確認します。
7.4	厨房排気用グリスフィルターは少なくとも年に1回清掃する。(I)	厨房排気用グリスフィルターは、定期的に清掃をしないと多くのエネルギーを消費します。環境負荷の低減のために、少なくとも年に1回、できればもっと頻繁に清掃をすること。 審査の際には、グリスフィルターの清掃手順（前回の清掃日の記録を含む）を提示してください。

7.5	暖房・換気・空調設備システムは少なくとも年に1回は保守管理をし、エネルギー効率のよい状態を保つ。(I)	省エネと環境負荷の低減、コスト削減のため、換気および空調システム（HVAC）のエネルギー効率を高める必要があります。そのために、少なくとも年に1回は保守点検を行うこと。空調（HVAC）システムは、外部のエネルギー会社（ESCO）による診断を強く勧めますが、内部の技術者などが行うことも可能です。HVACシステムのフィルターも診断の対象となります。 この診断により、メンテナンス（清掃または修理）が必要とされた場合、確実に実施しなければなりません。修理はただちに行うことが望ましいですが、遅くとも1～2ヶ月以内に修理をしなければなりません。 審査の際には、HVACシステムの診断の方法について提示し、最終診断日（過去12ヶ月以内）、および診断の結果（実施した修理に関する情報を含む）も提示してください。
7.6	冷蔵庫、冷凍庫、温蔵庫、オーブンは、ドアシールが破損していない。(I)	冷蔵庫、冷凍庫、温蔵庫、オーブンなどは、ドアシールが機能していないとエネルギー消費が増加します。 ドアシールとは、機器のドア周りのゴム製などのシールのことです。ドアシールは経年劣化を起こします。少なくとも年に1回以上点検し、結果、ドアシールが破損していた場合は、ただちに修理／交換を確実に行いましょう。 審査の際には、ドアシールの点検と修理／交換の手順書を提示してください。また、冷蔵庫、冷凍庫、温蔵庫、オーブンのドアシールに異常がないことを確認します。
7.7	冷凍機器は定期的に除霜する。(I)	エネルギー消費量削減による環境負荷低減とコスト削減のため厨房にある冷凍機器・装置は定期的に霜取りを行います。 少なくとも年に1回、できればもっと頻繁に霜取りをすること。冷凍装置に自動霜取り機能がある場合は、この項目に適合しています。 審査の際には、冷凍装置の霜取りの作業手順書を提示してください。また、冷凍装置内を目視で確認します。
7.8	新規に購入する小型冷蔵庫は、エネルギー消費量1kWh/日以内のものにする。(I)	エネルギー消費を最小限に抑えることで環境負荷とコスト削減のため、客室に小型冷蔵庫を設置しないことが望ましいです。 小型冷蔵庫を設置した場合、過去12ヶ月以内に購入した製品の最大消費電力は1kWh/日以内であること。 通常、小型冷蔵庫のドア内側などに貼付されている銘板シールには、その製品のエネルギー消費量が記載されています。 この項目は、大型冷蔵庫を備えた客室には適用されませんが、エネルギー効率の高いものであることが極めて望ましいです。 審査の際には、過去12ヶ月以内に購入した小型冷蔵庫のエネルギー消費に関する製品情報と、1kWh/日以内であることを提示してください。

7.9	稼働していない客室や多目的ルームのエネルギーに関する手順書がある (I)	エネルギー消費を最小限に抑えることで環境負荷とコストを削減するために、稼働していない客室や多目的ルームのエネルギーに関する手順を設けること。 この項目については、以下のポイントに配慮してください。 a) 1泊など短期間稼働しない場合 b) 稼働率の低い期間の場合 作業手順には、たとえば、テレビの主電源をオフにするなど、客室や多目的ルームが短期間使用されない場合のエネルギー削減の計画が含まれます。長期にわたり稼働率が低い期間には、すべての電気機器の電源をオフにするなどの追加的なエネルギー節約に関する方針を文書化します。稼働率が低い期間、施設のある部分を閉鎖することが望ましいです (例：フロア全体または棟全体)。 審査の際には、短期間あるいは長期間稼働していない客室や多目的ルームのエネルギー使用に関する方針書を提示してください。
7.10	冷房・暖房の標準温度の設定をしている。(I)	エネルギー消費量を管理し、環境負荷の低減とコスト削減を図るため、客室や多目的ルームの冷房・暖房の標準温度を定めること。 外気温が22°C以上の場合、冷房は最低22°Cに設定します。外気温が22°Cより低い場合、室内の暖房標準温度は最大22°Cに設定します。 (環境省推奨の室温は、冷房運転時には28°C、暖房運転時には20°Cを目安としています) 室温は自動制御システム、または各部屋で手動で設定することができます。自動制御の場合、必要に応じて宿泊客がフロントに連絡することを促します。手動の場合は、標準温度から最大3°Cまでしか変更できない設定を推奨します。 審査の際には、客室/多目的ルームの冷暖房の標準温度を設定するための方針書を提示してください。また、目視検査において部屋が標準温度であることを確認します。
7.11	新たに購入した客室のエネルギー消費機器は、省エネ仕様にする。(I)	エネルギー消費量の削減による環境負荷の低減とコスト削減のため、過去12ヶ月以内に購入した客室内のエネルギー消費機器はエネルギー効率のよいものであること。統一省エネラベルの製品はこの要件を満たします。 エネルギー効率のよい製品であることがわかる、エコラベルまたはその他のエネルギー効率に関する評価を得ている必要があります。 (※資源エネルギー庁統一省エネラベル参照) 新たに購入した製品にエコラベルまたは他の高エネルギー効率評価がない場合、またはそのような製品を購入できない場合は免除されます。 審査の際には、新たに購入した製品がエネルギー効率に優れていることを示す書類を提示してください。

7.12	屋外照明は最小限に抑え、点灯/消灯センサーを設置している。(I)	環境負荷低減とコスト削減のために、屋外照明のエネルギー消費量を削減するためのシステムを導入すること。 日中・自然光の時間帯は必ず消灯します。屋外では、照度に合わせたセンサーや人感センサーなど、目的に応じてさまざまな照明器具を設置しましょう。 審査の際には、センサーやタイマーを確認します。
7.13	購入もしくは使用する電力のうち50%以上は、再生可能エネルギーおよび/またはグリーン電力である。(G)	環境負荷の軽減のため、再生可能なエネルギー源（太陽光、風力、バイオマス、有機廃棄物からのバイオガス、水力、地熱など）から得られる電力を選択すること。 原子力エネルギーは、核廃棄物が発生するため、再生可能エネルギーとは認められません。再生可能な電力は、敷地内で発電することも地域の発電施設を選ぶこともできます。 すべての電力を再生可能エネルギー源から得ることが極めて望ましいですが、この項目を満たすためには、少なくとも50%が再生可能エネルギー源で構成されている必要があります。 グリーン電力証書付きの電力を購入できる場合は、購入を推奨します。グリーン電力の要件を満たす発電設備の認定やグリーン電力証書の発行などは、第三者機関が行っています。※たとえば電気事業における生物多様行動指針、電力貧困対策プロジェクトへの融資、電気料金の一部を持続可能な活動に寄付することができる仕組み、新しいクリーン電力プロジェクトなどがあります。 審査の際には、再生可能エネルギーを50%以上使用していることを証明する書類を提示してください。
7.14	再生可能エネルギーおよび/またはエコラベル付き電力を100%使用または購入している。(G)	環境負荷の軽減のため、再生可能なエネルギー源（太陽光、風力、バイオマス、有機廃棄物からのバイオガス、水力、地熱など）から得られる電力を選択すること。 原子力エネルギーは、核廃棄物が発生するため、再生可能エネルギーとは認められません。再生可能な電力は、敷地内で発電することも地域の発電施設を選ぶこともできます。 この項目を満たすためには、100%が再生可能エネルギー源で構成されている必要があります。 グリーン電力証書付きの電力を購入できる場合は、購入を推奨します。グリーン電力の要件を満たす発電設備の認定やグリーン電力証書の発行などは、第三者機関が行っています。※たとえば電気事業における生物多様行動指針、電力貧困対策プロジェクトへの融資、電気料金の一部を持続可能な活動に寄付することができる仕組み、新しいクリーン電力プロジェクトなどがあります。 審査の際には、再生可能エネルギーを100%使用していることを証明する書類を提示してください。

7.15	暖房/冷房に化石燃料を使用していない。(G)	環境負荷の低減と二酸化炭素排出量の削減のため、冷暖房に化石燃料（オイル、ガス、石油、石炭）のエネルギーを使用しないこと。冷暖房に加え、給湯や調理でも同様です。化石燃料や原子力に由来するエネルギーの代替として、再生可能エネルギーによるヒートポンプの使用、再生可能エネルギーによる地域熱供給(地域冷暖房)の利用、太陽光・風力・地熱エネルギーによるボイラーの使用、高効率薪ストーブなどを挙げることができます。 審査の際には、冷暖房に化石燃料の代替エネルギーのみを使用していることが確認できる文書を提示してください。
7.16	客室数の少なくとも75%に小型冷蔵庫を設置していない。(G)	客室の小型冷蔵庫は、エネルギー消費量に大きく影響します。そのため、客室には小型冷蔵庫を設置しないこと。自動販売機の設置やフロント、またはレストラン／カフェなどで飲み物やスナックの提供を検討してください。 この項目を満たすには、客室数の少なくとも75%に小型冷蔵庫がないことが必要です。 審査の際には、客室の75%に小型冷蔵庫がないことを示す書類を提示してください。また、目視で確認することもあります。
7.17	窓の75%以上が、国・地域で定められた基準値を上回るエネルギー効率を有している。(G)	窓は、エネルギー消費量を増加させる大きな要因になります。環境負荷を軽減するために、窓のすくなくとも75%で、高い遮熱性と断熱性（例：ペアガラス、複層ガラス）のある素材を設置したり、日光の直射を避ける遮光や反射材、ブラインドなどを設置すること。さらに、極めて暑いまたは寒い気候の地域では、窓の開放に制限を設けることもできます。 この項目を満たすために、断熱材やその他の取り組みについて、国や地域で定められた基準値よりも高い水準を確保しましょう。 この項目を満たすために、窓の少なくとも75%が高性能な断熱材を備えているか、または他のエネルギー効率のよい方法を用いて、国や地域の規制で定められたものよりも高い基準である必要があります。 審査の際には、窓の75%以上に、国・地域で定められた基準値よりも高い断熱性またはその他のエネルギー効率の高い設備があることを示す文書（たとえば外部の検証機関によるもの）を提示してください。（※建築物省エネ法参照）

7.18	新たに購入した施設内のエネルギー消費機器は、省エネ仕様にする。(G)	エネルギー消費量の削減による環境負荷の低減とコスト削減のため、過去12カ月以内に購入したすべてのエネルギー消費機器が省エネタイプの製品であるか、エネルギー効率の高いものであること。 厨房においては、オーブン、スチーマー、ボイラー、フード、冷蔵庫、冷凍庫、食器洗い機、トースター、製氷機、発電機など。 オフィスやフロントでは、コンピューター、プリンター、コピー機など。 ランドリールームでは、洗濯機や乾燥機など。 フィットネスエリアでは、ジム用マシンなど。 ハウスキーピングセクションでは、掃除機、スチームクリーナーなど。 公共エリアでは、昇降機など。 客室内の電気製品は7.11でカバーされているため、ここには含まれません。 審査の際には、過去12ヶ月以内に購入したすべてのエネルギー消費機器が省エネ製品であることがわかる文書を提示してください。
7.19	外部エネルギー診断を少なくとも5年に1回実施する。(G)	エネルギー消費量の多いエリアと、エネルギー（およびコスト）削減の可能性があるエリアの概要を把握するために、少なくとも5年に1度、外部のエネルギー診断を受けること。 エネルギー診断は、消費エネルギーの総量を削減し再生可能エネルギーの使用比率を高めることを目的とし、外部の専門的なエネルギーコンサルタント、または行政の専門的なアドバイザーによって実施されます。エネルギー消費量の多い部門の特定や、コスト、投資回収率などを含む省エネのアドバイスやアクションプランの提案を受けます。 審査の際は、過去5年以内に実施されたエネルギー診断の報告書を提示してください。
7.20	国際的または国内的に認められたグリーンビルディング評価システムを導入している。(G)	省エネルギーによる環境負荷の低減およびコスト削減のため、国際的に認められたグリーンビルディング評価システム（LEED認証、BREEAM認証、またはその他の類似した国内の評価システムなど）を保有すること。 審査の際には、国際的または国内で認められた第三者によるグリーンビルディング評価システムを提示してください。
7.21	客室や多目的ルームから退出後、照明や電化製品が自動的にオフになるシステムを導入している。(G)	エネルギー消費を抑えるために、宿泊客が客室や多目的ルームを出るときに照明や電気製品の電源を確実に切るシステムを導入すること。 もっとも一般的なのは「カードキー」方式で、カードキーを抜くと電源が切れる仕組みになっています。この場合、宿泊客に退出時には必ずカードキーを抜くことを案内しましょう。その他の自動化システムには、宿泊客が部屋を出たことを認識し、自動的に照明や電化製品のスイッチを切る人感センサーや温度センサーがあります。マスタースイッチで部屋の電気を消すなどの手動システムは、この項目を満たすことはできません。 審査の際には、照明や電化製品を自動的にオフにするシステム／キーカードの有無を確認します。

7.22	公共エリアや従業員エリアの照明の少なくとも75%に、人感センサーを備えるか、人がいないときは減光している。(G)	エネルギー消費量を減らすことで環境負荷とコストを削減するために、公共エリアや従業員エリアには人感センサーやタイマーを設置し、安全な場所では人がいない時に照明が消えるようにすること。また、人がいないときには、公共エリアの照明を消灯または減光しましょう。 この項目を満たすためには、公共エリアと従業員エリアの少なくとも75%の照明に人感センサーを設置するか、人がいないときには照明を消灯または減光します。 審査の際には、すべての公共エリアと従業員エリアの少なくとも75%に人感センサーを設置し、または照明の消灯・減光していることを示す文書を提示してください。また、目視で人感センサーなどを確認します。
7.23	エネルギー消費量を監視するため、電気とガスの使用量の多い場所にメーターを設置する。(G)	さまざまな場所でのエネルギー消費を監視するため、とくにエネルギー消費量の多い場所には、電力とガスのメーターを追加・分離して設置します。(例：キッチン、温水プール、ジムやスパエリア、大浴場、テナントなど) 客室数の多い施設では、エリアごとにそれぞれ電力・ガスメーターを設置します。客室ごとに電力メーターを設置している施設もあります。電力・ガスメーターを追加・分離することで、施設内のエネルギー使用状況について正確な情報が得られ、エネルギー消費削減の目標と戦略を立てることができます。電力・ガスメーターを増設した場合、各メーターの消費データを記録しましょう。測定値を月に1回以上記録することでより詳細な情報を得ることができます。 審査の際には、電気とガスの使用量を、各メーターから毎月記録していることを提示してください。
7.24	少なくとも75%の部屋で、窓やドアが開いているときに、暖房、換気、空調（HVAC）が自動的にオフになる。(G)	窓やドアが開いている状態で暖房、換気、空調（HVAC）を使用すると、設定された温度に調整するために、エネルギーを消費します。客室や多目的ルームの空調システムは、窓やドアが開くと自動的にオフになること。 この項目を満たすためには、少なくとも75%の客室と多目的ルームに設置されている必要があります。 審査の際には、少なくとも75%の客室などに、窓やドアを開けると自動的に空調システムがオフになることを示す文書（仕様書や設置エリアの概要など）を提示してください。また、窓やドアが開いているときに空調システムがオフになっていることを確認します。
7.25	冷却塔、換気口、プール、大浴場、温排水などの熱回収装置がある。(G)	大型の機械や設備は、熱を発生させます。エネルギー消費を抑えて環境負荷を低減するには、暖房、換気、空調（HVAC）、冷却塔、プール、大浴場、温排水など、エネルギーを大量に消費する機械や設備に熱回収装置を設置すること。回収した熱は、屋内駐車場の暖房などに利用しましょう。 審査の際には、熱回収装置についての書類（仕様書など）を提示してください。

7.26	電気自動車の充電スタンドがある。(G)	環境負荷低減のため、電気自動車の充電スタンドがあること。充電用コンセントは、複数の自動車メーカーで使えるようにしましょう。 充電スタンドは、施設内または施設から200m以内に設置します。または、施設外の充電スタンドを紹介します。 充電スタンドは、宿泊客と従業員の両方が使用することができます（項目13.10を参照）。 グリーンキーププログラムに参加する一環として、正しくわかりやすい情報を提供し、実施できる以上のことを約束してはなりません。 審査の際には、充電スタンドを確認します。
7.27	厨房のレンジフードは、赤外線による加熱機器連動タイプである。(G)	レンジフードの消し忘れを防ぐことで、エネルギー消費を抑えることができ、環境負荷の低減とコスト削減につながります。そのため、レンジフードは赤外線受光による加熱機器連動タイプとし、クッキングヒーターの使用や調理による蒸気が発生したときに自動的にスイッチが入るようにします。 審査の際には、レンジフードを確認します。
7.28	屋外では冷暖房器具を使用しないか、環境に配慮した器具のみ使用する。(G)	環境負荷の低減とコスト削減のため、屋外喫煙所や屋外席のあるレストラン・カフェでは、屋外で冷暖房器具を使用しないか、環境に配慮した器具のみを使用すること。 環境に配慮した屋外の冷暖房器具とは、エネルギー源として（ガスではなく）電気を使用する器具です。赤外線ヒーターは周囲の空気を暖めることなく、人を温めることができ、反射型ヒーターより優れています。省エネ暖房器具を選びましょう。薪を燃料に使用することも可能です。 冷暖房の設置場所は、椅子の位置、風除けの有無、太陽の位置、建物や地面との位置関係を考慮しましょう。また暖房器具の代わり、あるいは併用でひざ掛けを提供してもよいでしょう。さらに、冷暖房器具の使用時間はタイマーやセンサーを活用します。 審査の際には、屋外で冷暖房器具を使用していないこと、省エネタイプの器具のみ使用していることを確認します。
7.29	電力網に接続されていない施設では、エネルギー効率の高い発電機を使用している。(G)	電力網に接続されておらず自家発電をしている施設では、環境負荷を軽減するために、エネルギー効率の高い発電機を使用すること。 エネルギー効率の高い発電機とは、省エネ型のもの、および/または、再生可能エネルギーの利用やバイナリー発電機のことです。 審査の際には、発電機のタイプがわかる書類を提示してください。

8. 食品・飲料

8.1	オーガニック、エコラベル、フェアトレードラベルおよび／または地元産の食品・飲料を5種類以上購入し記録する。(I)	環境への取り組みや、持続可能な活動のわかりやすい行動として、オーガニック、エコラベル、フェアトレードラベルおよび/または地元で生産された食品や飲料を積極的に購入し、日常的に使用すること。 これらの製品は、国内または国際的に認知されているもので、環境負荷低減と地域経済の活性化のため可能な限り地元の製品を使用します。 生産地から100km圏内で販売されるものは、一般的に地元産とみなされます。施設内で栽培された製品や施設の100km圏内で捕獲もしくは採取されたものも認められます。 仕入れに際してはなるべく多くの飲食料品がオーガニック、エコラベル、フェアトレードラベルおよび/または地元で生産されたものとしませんが、仕入れの状況と価格によって判断してもよいです。 この項目を満たすためには、少なくとも5つの品目について該当する必要がありますが、より多くの食品が適用していること、またその割合が毎年増えていくことが極めて望ましいです。従業員の食堂についても同様です。 審査の際には、少なくとも5品目の食品や飲料が、オーガニック、エコラベル、フェアトレードラベル、および/または地元産であることが確認できるリストを提示してください。現地審査ではこれらの食品・飲料がこの項目に適合していることを確認します。
8.2	絶滅危惧種または保護対象種に由来した食品を購入しない。(I)	購入方針の一環として、絶滅危惧種や保護対象種に由来する肉、魚、水産物を購入しないこと。 種の状態を確認するために、IUCNの絶滅危惧種レッドリストやCITES（絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関する条約）の附属書を参照することを推奨します。種の脆弱性、絶滅危惧、または危機的状況にあるものについては購入しません。 魚の状態を確認するには、地元の魚介類ガイドを活用し、レッドリストの種は避けます。また、天然魚や海産物を扱うMSC（Marine Stewardship Council：海洋管理協議会）などのエコラベル、養殖魚介類に関するASC（Aquaculture Stewardship Council）、GGN、BAPなどのラベルがあり、海産物が絶滅危惧種に由来しないことや、また絶滅危惧種を含まない製品を識別するのに役立ちます。 野生鳥獣の肉を提供する場合、その肉は法制度に従った適切な狩猟によって供給されたものであることを確認します。 審査の際には、絶滅の危機に瀕している種に由来した食品を購入しない方針の書類と、その方針がどのように守られているか（例:納入業者からの確認書や証明書など）を確認します。またメニューの目視検査により、適合性を確認します。

8.3	レストランではベジタリアン/ヴィーガンのためのメニューを用意している。(I)	肉類を使った料理よりも環境負荷が少ないベジタリアン/ヴィーガン料理が、メニューに1つ以上含まれていること。 この項目は、通常の肉料理の代わりにベジタリアンのメニューを希望する宿泊客にも対応しています。 ベジタリアン/ヴィーガンの選択肢は、メニューに明記するかもしくは、ビュッフェの料理のそばにアイコンなどを使用してわかりやすく表示されていることが大事です。1つの固定メニューのみを提供する施設は、本項目の適格が免除されます。従業員用の食堂においても同様です。 グリーンキープログラムに参加する一環として、すべての資料およびコミュニケーションにおいて、正しくわかりやすい情報を提供する必要があります。 審査の際には、メニューまたはビュッフェにベジタリアン／ヴィーガン料理についてわかりやすい表示があることを確認します。
8.4	食品廃棄物の削減に取り組んでいる。(I)	環境負荷を低減し、食品購入のコストを削減するため、食品廃棄物の削減計画を作成すること。 この計画の策定において、以下の項目について検討します。 ・食品の量や種類を調整できるか？ ・料理の量を少なくすることはできるか？ ・半人前を安価で提供できるか？ ・食品を長持ちさせるために、より良い方法で保存し、提供することができるか？ ・すべての食材が最大限に使用されているか？ ・ビュッフェ（補充され続ける）からポーション(個別の提供)に変更することはできるか？ ・ビュッフェの場合、食べ残しをしないよう宿泊客に案内できるか？ ・余った食品を再利用したり、寄付することができるか？ 食品廃棄を削減する取り組みについて表示したり、食べ残しの持ち帰りを案内するなど、利用客に情報を提供し、理解を促すことが極めて望ましいです。この項目を満たすためには、具体的な行動計画を策定します。 審査の際には、食品廃棄物削減の計画書と行動計画を提示してください。

8.5	飲用の水道水を宿泊客に提供または案内している。(I)	容器入り飲料水の製造工程で発生する環境負荷（水の輸送や、容器に使用されるプラスチック、アルミニウム、ガラスなどの使用、そしてそれら製品の輸送を含む）を低減するため、水道水を飲用に用いることを推奨すること。 水道水の提供の可否は、各地域の水質や水道水の供給状況によって異なります。地域の水道水が臭いや味がして飲めない場合、または水道水の水質が国の基準に適合していない（例：農薬や重金属の混入レベルが高いなど）場合は、この項目は免除されます。 なお、この項目が国の衛生基準に抵触する場合は、法制度に従います。水道水は、そのまま、あるいはろ過して提供します。また、炭酸水として提供することも可能です。宿泊客に水道水が飲用に適していることを積極的に案内することが推奨されます。 水道水は、レストランや多目的ルーム、フロントや客室、また従業員エリアで提供します。 審査の際には、水道水が提供され、推奨されていることを確認します。
8.6	食品廃棄物の量を記録している。(G)	食品廃棄物の発生を抑制して環境負荷の低減とコスト削減を実現するために、食品廃棄物の量を記録すること。 たとえば提供場所ごと（buffetやレストランなど）、あるいは食事の種類ごと（朝食、昼食、夕食など）、食事の行程（前菜、主菜、デザートなど）、食品の種類（パン、サラダなど）などのカテゴリーに分けて、使用した食材の量と廃棄する量とを比較して記録するとよいでしょう。カテゴリーは、提供される食事の種類によって異なります。 審査の際には、食品廃棄物の記録状況を示す書類を提示してください。
8.7	レストランのメニューまたはbuffetの料理について、オーガニック、エコラベル、フェアトレードラベルの製品、および/または地元で生産されたものであることを表示する。(G)	オーガニック、エコラベル、フェアトレードラベル、および/または地元産の食品・飲料について、宿泊者の意識を高めるために、メニューやbuffetの食材についてわかりやすく表示すること。 アイコンなどのわかりやすいコミュニケーション手段を用いて表示します。特に魚/肉製品には、必ず原産地を記載します。 この項目は従業員の食堂にも適用されます。表示内容は、認証機関と国内法に準拠していることが重要です。 グリーンキーププログラムに参加する一環として、施設は、食品・飲料に関するすべての資料およびコミュニケーションにおいて、正しくわかりやすい情報提供することが求められます。 審査の際には、メニューやbuffetの食品・飲料にオーガニック、エコラベル、フェアトレードラベルおよび/または地元の製品の表示があることを確認します。
8.8	メインディッシュの25%がベジタリアンメニューである。(G)	環境負荷低減のため、提供するメインディッシュの25%をベジタリアンとすること。前菜についても適用することが望ましいです。 従業員の食堂においても同様です。グリーンキーププログラムに参加する一環として、ベジタリアン料理について、正しくわかりやすい情報を提供することが求められます。 審査の際には、ベジタリアン向けのメインディッシュが25%以上あることを確認します。

8.9	ヴィーガンのメインディッシュを提供している (G)	肉類や乳製品を使った食品よりも環境負荷が小さいヴィーガン料理を少なくとも1種類は用意すること。 この項目は、肉や乳製品に代わるメニューへの需要の高まりにも対応しています。この項目を満たすためには、少なくとも1種類のメインディッシュがヴィーガンである必要がありますが、前菜、ビュッフェ、および/または朝食についても適用することが推奨されます。 ヴィーガンの選択肢は、メニューに明記されているか、ビュッフェの料理のそばにアイコンなどを使用してわかりやすく表示されていることが大事です。従業員の食堂においても同様です。グリーンキーププログラムに参加する一環として、すべての資料とコミュニケーションにおいて、正しくわかりやすい情報を提供しなければなりません。 審査の際には、メニューやビュッフェにヴィーガンメニューが表示されていることを確認します。
8.10	食品・飲料の少なくとも50%がオーガニック、エコラベル、フェアトレードラベル、および/または地元で生産されたものである。(G)	環境に配慮し、持続可能な取り組みの一環として、購入する食品・飲料のうち、オーガニック、エコラベル、フェアトレードラベル、および/または地元産のものについて記録すること。 これらの製品は、国内外で認知されているもので、環境負荷低減と地域経済の活性化のため可能な限り地元の製品を使用します。生産地から100km圏内で販売されるものは、一般的に地元産とみなされます。施設内で栽培された製品や施設の100km圏内で捕獲もしくは採取されたものも認められます。 この項目を満たすためには、購入するすべての食品・飲料のリストを作成し、その50%以上がオーガニック、エコラベル、フェアトレードラベルおよび/または地元産のものであることが確認できるようにします。外部事業者による記録でもよいです。 審査の際には、すべての食品・飲料のリストを提示し、その50%以上が本項目に適合していることを示します。もしくは、外部事業者による記録を提示してください。
8.11	購入する肉類・魚介類はすべてサステナビリティの認証を受けている。(G)	肉類・魚介類の購入による環境負荷低減のため、また、生物多様性を保護するため、サステナビリティ認証された製品のみを購入し、加工すること。これには、オーガニック製品だけでなく、持続可能な生産をしたもの、さらに動物福祉にも配慮した製品が該当します。これらのラベルには、例えばEUエコラベルや自国のオーガニックラベルラベル、天然魚介類のためのMSC（海洋管理協議会）のようなエコラベル、養殖魚介類についてはASC（Aquaculture Stewardship Council）のほか、栽培漁業に関するGGN、BAPなどのラベルがあります。 この項目を満たすためには、購入した食肉および魚介類の100%が適合することを証明する必要があります。 審査の際には、購入した肉類・魚介類が適合していることを証明する書類を提示してください。現地審査では遵守状況を確認します。

9. 室内環境

9.1	レストランおよびすべての公共エリアは喫煙専用室以外は禁煙とする。(I)	喫煙による健康被害や煙害を軽減するために、レストランおよびすべての公共エリアは喫煙専用室以外は禁煙とすること。喫煙可能エリアを明確に分けます。受動喫煙を防止し、法令により指定された標識の掲示をします。 この項目に関する法令を遵守します。 審査の際には、レストランや公共エリアにおける分煙の状況を確認します。 ※改正健康増進法および労働安全衛生法の規定を参照のこと。
9.2	客室数の少なくとも75%以上を禁煙とする。(I)	喫煙による健康被害や煙害を軽減するため、客室や多目的ルームはすべて禁煙にすることを推奨していますが、少なくとも客室数の75%以上を禁煙とすること。喫煙の客室や多目的ルームがある施設と、禁煙の客室や多目的ルームがある施設は、明確に区分けします。たとえば、階を分けたり、別棟に配置するとよいでしょう。受動喫煙を防止し、法令により指定された標識の掲示をします。この項目に関する法令を遵守します。 審査の際には、客室数および多目的ルームの少なくとも75%以上が禁煙であること、分煙が確実にされていること、法令により指定された標識の提示を確認します。※改正健康増進法および労働安全衛生法の規定を参照のこと。
9.3	職場における受動喫煙防止のルールを定めている。(I)	喫煙による健康被害や煙害を軽減するために、公共のエリアと従業員のためのエリアは喫煙専用室以外は禁煙とすること。 従業員の喫煙が許可されている場合、職場における受動喫煙防止のルールを定めている。 喫煙可能エリアを明確に分けています。受動喫煙を防止し、法令により指定された標識の掲示をします。 この項目に関する法令を遵守します。 審査の際には、公共のエリアと従業員のためのエリアにおける分煙の状況とルールを確認します。 ※改正健康増進法および労働安全衛生法の規定を参照のこと。

9.4	室内の換気環境を定期的に監視している。(G)	従業員と宿泊客の健康を守るために、室内の換気環境を定期的に監視すること。 1時間あたりの換気量、温度、湿度および/または、ラドン、カビ、窒素酸化物（NOX）、二酸化炭素（CO2）、揮発性有機化合物（VOCs）の濃度などが測定できます。 これらの値は、国内または国際的な基準を超えないようにします。基準を超えた場合は、定期的に窓を開けて換気する、換気の設定を調整する、空気清浄機や衛生器具の導入などの対応措置をとる必要があります。 この項目を満たすために、少なくとも2か所において定期的な監視のシステムが必要です。 審査の際には、室内の換気環境の監視記録と適切な対応策についての書類を提示してください。 ※労働安全衛生法の事務所衛生基準規則では、二酸化炭素濃度は5000ppm以下、ビル衛生管理法では1000ppm以下と規定されています。
9.5	過去12ヶ月に開始または完了した建物の増改築、新築においてサステナブル建材を使用している。(G)	室内環境の継続的な改善と環境負荷低減のために、過去12ヶ月以内に行われた建物の増改築と新築では、塗料などの有害物質を含まないサステナブル建材関連商品を使用すること。 たとえば、国内外で性能を評価された商品や、環境マネジメントを導入している企業の製品を使用することができます。 塗料を含むすべての材料において、揮発性有機化合物（VOC）および重金属の使用を回避します。 特に建材は、環境に配慮した中古品や再資源化された天然素材を推奨します。改修や建設に木材やその他の植物材料を使用する場合は、サステナブルな製品（例：FSC認証製品）であり、できるかぎり地元で調達されたものとしします。 審査の際には、過去12か月以内に行われた増改築と新築では、サステナブル建材関連商品を使用していることを証明する書類を提示してください。
9.6	建物の増改築や新築の際には、地域文化の要素を考慮している。(G)	建物の増改築と新築の際にはサステナブルな方法を取り、伝統的および現代的な地域文化の要素を取り入れるなど、地域に根ざしたものとすること。増改築と新築の際には、関連する法制度を遵守します。 できるかぎり地域の資材、技術、道具などについて伝統的な知恵を取り入れることが推奨されます。また、地域の知的財産権を尊重しましょう。 審査の際には、持続可能な取り組みの一環として地域資源、地域文化への配慮があること、また、増改築と新築について地域の知的財産権が侵害されていないことを提示してください。

10. 緑地管理

10.1	有機または天然資材が入手できない場合を除き、化学農薬・化学肥料は使用しない。(I)	化学物質の使用や生態系汚染のリスクを最小限にし、健康リスクを低減するために、施設の緑地において化学農薬（除草剤を含む）、化学肥料を使用しないこと。 農薬や肥料が必要な場合は（できれば年に1回の土壌検査で確認）、有機または天然由来の資材を使用します。天然/有機土壌改良剤の使用もよいでしょう。除草剤の代わりにガスバーナーや機械を使うことも考えられます。 有機農薬や天然由来の農薬に代わるものがない場合のみ、化学農薬や化学肥料を使用することができます。その場合は、希釈や混合せずに使用できる製品のみを購入し、できれば緩効性のものを年に1回だけ最小の使用量で施用することを推奨します。 農薬の取り扱い、必要な講習や免許を取得した従業員または外部業者のみが行います。また、化学物質は適切に保管します。（6.6参照）。この項目は、緑地の管理を外部に委託している場合にも適用されます。 審査の際には、農薬と肥料の使用に関する方針、有機または天然由来の資材がないかぎり、化学農薬や化学肥料を使用していないことを示す書類を提示してください。緑地の作業を外部に委託している場合も同様です。 実際に、本項目に適合していることを確認することがあります。
10.2	新規購入の芝刈り機は、電動式、手動式、またはエコラベルを取得しているものである。(I)	過去12ヶ月以内に購入した芝刈り機、草刈り機は、エネルギー効率が高く、騒音や二酸化炭素の排出量が少ないものであること。 手動または電動の製品、もしくはエコラベルを取得している製品でなければなりません。芝生の面積が4000㎡以上ある場合は、これはガイドライン項目となります。緑地管理を外部事業者に委託している場合も、この項目は適用されます。 審査の際には、過去12ヶ月内に購入した芝刈り機、草刈り機が環境に配慮したものであることを示す書類を提示してください。
10.3	灌水の際は、節水に努めている。(I)	灌水時の水の消費量を最小限に抑えるための方針を定めていること。 たとえば、朝夕の時間帯に水やりをすることや、土壌湿度計、感雨センサーの導入や、ドリップ灌水システムを利用することで、蒸発を最小限に抑え植物の根に最適な環境を整えることができます。また、雨水や、処理した中水や廃水を利用してもよいでしょう。 審査の際には、緑地や庭園の灌水に関する方針を提示してください。また、実際に灌水方法を確認します。

10.4	敷地内の生物多様性を保全する取り組みを行っている。(G)	敷地内ではかならず、周辺地域においては可能なかぎり、生物多様性の保全活動を推進すること。 活動の例として、以下が挙げられます。 ・敷地内の緑化または再自然化 ・受粉を媒介する動物にやさしい緑地の整備・維持 ・屋上緑化や壁面緑化の整備・維持 ・在来種を脅かす外来種の駆除 ・屋上緑化、壁面緑化、庭園などの植栽において在来種を用いる ・地域の生物多様性のための環境整備（例：バードハウス、昆虫が巣をつくりやすい環境づくりなど） ・敷地内または近隣地域の生物（陸生または水生・海洋性）の生息地の保護（カメの産卵地、マングローブ、サンゴ礁など） ・野生生物がよく観察されたり、生息している敷地では光害や騒音を最小限にし、地域の生物多様性に影響を与えないよう取り組む ・地域（在来種/自生種/固有種/希少種）の動植物を積極的に保護するため、新しい建物や設備を導入する前には外部の専門家による生物多様性アセスメントを実施 これらの活動は、外来種の侵入を許すことなく、また外来種の駆除の際は環境に配慮した方法で行います。 この項目は、緑地の管理を外部に委託している場合にも適用されます。 審査の際には、外来種を駆除するための管理計画または作業手順書を提示してください。現地審査では、地域の生物多様性にとって好ましい条件がどのように作られているか、または、敷地内において自生種の生息地がどのように保護されているかを確認します。
10.5	在来種の動植物のみを購入し、外来種を積極的に駆除する。(G)	地域の生物多様性を保護し、侵略的な外来種が地域の生態系に与える影響を軽減するため、在来種の動植物のみを購入すること。同時に外来種の駆除を積極的に行うこと。 敷地内の緑地整備を担当する従業員は購入する在来種の動植物について知り、研修を受けることが大切です。また、侵略的な外来種の脅威、その見分け方、駆除方法についても知っている必要があります。 侵略的な外来種に関する情報は、所管の行政に報告しなければなりません。 この項目は、緑地の管理を外部に委託している場合にも適用されます。 審査の際には、在来種の積極的な購入と侵略的な外来種の積極的な駆除に関する書類を提示してください。

10.6	敷地内または近隣に果物、ハーブ、または野菜畑を備えている。(G)	環境負荷低減のため、敷地内または近隣に常設の菜園や果樹園を設置すること。 菜園や果樹園は、宿泊客の体験の一部になっていること（例：施設で提供する食事や飲み物に使用、加工品をギフトショップで販売、収穫体験の提供など）、および/または従業員の食事にも使用されます。地域住民や地域の学校などを招いて教育の機会を提供することもできます。菜園、果樹園の管理は、農薬・肥料（項目 10.1）、灌水（項目 10.3）それぞれの項目に従います。管理および収穫物の利用は、関連の法制度に従います。観光農園（ブドウ園、オリーブ園など）は、この項目から除外されます。 審査の際には、菜園と果樹園を確認します。
------	----------------------------------	--

11. 企業の社会的責任（CSR）

11.1	環境、健康、安全、労働の分野を含む、すべての国際、国内、地域の法制度に従う。(I)	地域、自治体、その地域特有の権利（自由意志に基づき、事前に十分な情報を与えられた上での同意を含む）に即して合法的に取得した資産、土地、水の権利を有していることを確認すること。事業者のすべての機能と活動（環境、労働、健康、安全の分野を含む）が、国際、国内、地域の法制度を遵守して行われていることを確認すること。また、周辺地域の権利と基準を尊重していることを確認すること。 環境に関する事項では、以下の条件を満たす必要があります。 ・自然の生態系や野生生物に著しい悪影響を及ぼさないこと。自然生態系の破壊を最小限にし、修復し、環境保全のために補償的な貢献をすること。これは、常に国や地域の法制度に従って行われること。騒音や光、流出、侵食、オゾン層破壊化合物、大気、水、土壌のなどによる汚染を低減することも含まれます。 ・自然環境保全地域やその周辺に施設がある場合、その地域内の観光活動に関する法制度を把握し、尊重していること。 労働に関する事項では、以下の条件を満たす必要があります。 ・すべての従業員が、労働時間や給与などの条件を含んだ雇用条件を記載した書面（契約書）を受け取っていること。 ・すべての従業員に少なくとも生活水準に見合った賃金が支払われていること。 ・すべての従業員は、退職時には未払いの賃金が清算されていること。 ・すべての従業員は、会社の行動規範や方針に関する情報、懸念や苦情を申し立てする仕組みについて文書を受け取っていること。 ・18歳未満の従業員に対しては、国の法制度およびグローバルな公約である子どもの権利条約およびILO（国際労働機関）第138号(最低年 条約) /第182号（最悪の形態の児童労働条約）が適用されます。 ・すべての従業員が差別のない公正な扱いを受けること（採用、雇用、研修、昇進に関して） ・すべての従業員は、安全で安心できる労働環境で働くこと。 ・すべての従業員は、定期的な研修、経験、昇進の機会を与えられること。 ・すべての従業員は、労働条件についてフィードバックすることができます（例：評価、従業員満足度、アンケートなど）。 ・雇用主は給与明細のコピー、労働時間・残業時間の記録を保管していること。
------	---	--

		安全衛生に関する事項では、以下の条件を満たす必要があります。 ・すべての従業員は、安全衛生に関する情報と研修を受けます。 ・すべての従業員は、安全衛生に関する方針および計画書を閲覧することができます。 ・すべてのお客さまは、施設内の安全に関する情報を文書で入手することができます。 地元周辺地域社会の権利と基準の遵守については、以下の条件を満たすこと。 ・活動が、現地の人々の生計手段、土地、水域資源の利用、公道用地、交通、住宅（住民の非自発的住民移転も含む）に悪影響を及ぼさないこと。 ・活動が基本的な食料、水、エネルギーサービス、および近隣のコミュニティに対する保健衛生サービスのサービスの提供を妨げないこと。 ・事業者は地元住民による地元の歴史的、考古学的、または、文化的・精神的に重要な土地や場所へのアクセスを妨げてはならない。 ・建物や設備の配置、土地利用、容量、設計、建設、運用、撤去、インフラが、地域のゾーニングや保護地域・遺産地域の要件に適合していること。それは自然・文化遺産周辺の容量と完全性を考慮した土地の選定、設計、影響評価、土地の権利と取得を行うこと。 ・事業者は現地の開発基準や建築基準法を確認し、それに従います。 審査の際には、事業者は関連する環境、健康、安全、労働の分野を含む、国際、国内、地方の法律を遵守していることを確認する書面を提示します。また、地域社会の権利と基準を尊重しているかも確認しています。 目視検査の所見では必要条件に適合しているかを確認しています。
11.2	児童労働の使用/受け入れをしない。(I)	社会的責任の一環として、児童労働をさせない、また児童労働を提供するサプライヤーと契約しないこと。 児童の権利を尊重し、性的搾取を含むあらゆる形態の搾取から保護することを約束します。この項目の遵守をサステナビリティ方針（CSR）に追加することが極めて望ましいです。 従業員が児童労働や児童の性的搾取を発見した場合、すみやかに行政に報告します。加えて、宿泊客に現地における児童労働の実態とその回避方法について周知します。 審査の際には、この項目を遵守していることを示す書類（サステナビリティ方針など）を提示してください。

11.3	動植物、歴史的・考古学的遺物は、法律で認められている場合を除いて販売、取引、展示を禁止する。(I)	植物や動物の種の保護を通じて社会的責任と環境保全についての認識を高めるために、たとえばワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）にリストされた種について採取・捕獲、販売、取引、または展示をしないこと。 野生動物は、正しく権限を有し、適切な設備と適切に配置された人員による正規の事業以外では、仕入れ、繁殖、または飼育をしません。すべての野生動物および家畜の取り扱いは、動物福祉の最高水準に対応していなければなりません。敷地内を行き来する野生動物に対しては、その動物の自然界における個体群の生存率や行動への悪影響（累積的な影響を考慮）を避けるために過干渉にならず責任を持って管理します。 歴史的、考古学的な遺物を保護するため、これらの遺物の販売、取引、展示をしません。法制度で許可されている場合のみ動植物および/または歴史的・考古学的遺産を販売、取引、または展示することができます。 審査の際には、絶滅危惧種の動植物や歴史的・考古学的遺物を販売、取引、または展示しないことを示す書類を提示してください。これらの製品を販売している場合は販売、取引、展示を許可している行政発行の書類を提示してください。実際に、販売、取引、展示されている動植物の種や歴史的・考古学的遺物について確認します。
11.4	特別な配慮を必要とする人へのアクセスを提供している。(G)	社会的責任の意識を高めるために、特別な配慮が必要な人びとのためのアクセスを提供すること。 これは宿泊客だけでなく、従業員や施設のその他の利用者も対象とします。たとえば、特定の身体的障害をもつ人びと（車いすや目の不自由な方など）特定の健康状態に不安のある人などをさします。 この項目には、公共エリア（エントランス、フロント、多目的ルーム、レストラン、トイレ、プールなど）と、客室(バスルームを含む)も含まれます。国や地域の障害者団体から（バリアフリーなど）認定を受けることが強く求められます。 特殊なケースとして、古い/歴史的建造物への車椅子のアクセスなどが困難な場合は、この項目は適用されません。 アクセスについての情報は、宿泊客、従業員、その他の利用者に明確に伝えます。アクセスに関する情報が提供されていれば、利用者は事前に予測でき、不必要な移動を避けることができます。 グリーンキープログラムに参加する一環として、すべての資料とコミュニケーションにおいて、正しくわかりやすい情報を提供し、提供できる以上のことを約束してはなりません。 審査の際には、特別な配慮が必要な人々のためのアクセスについての情報を提示してください。また、実際に手順を確認します。

11.5	女性および地域のマイノリティの雇用を管理職を含め公平に行っている。(G)	社会的責任についての意識向上を図るため、女性とマイノリティの平等な扱いと権利を支援すること。 すべての職種において、年齢、人種、性別、宗教、障害、社会経済的状況などによる差別をせず、従業員を雇用します。 これをサステナビリティ方針（CSR）に追加することが極めて望ましいです。 近隣のコミュニティを支援するために、地域住民（特に地域のマイノリティーの人たち）に平等な雇用機会を与えます。 そしてすべての管理職も含めたすべての職位において、可能なかぎり研修や昇格を行います。 また、この義務をサステナビリティ方針に追加することを強く推奨します。 審査の際には、管理職を含め、女性や地域のマイノリティーの人たちを公平に雇用していることを示す文書（CSR方針など）を提示してください。また、実際に項目を満たしているかを確認します。
11.6	少なくとも2つの環境またはコミュニティ活動を積極的に行う。(G)	社会的責任についての意識向上を図るため、環境、経済、社会文化的な持続可能な開発を支援する、環境活動または社会的な活動（教育、保健、衛生、インフラなど）に積極的に取り組むこと。周辺地域に焦点を当てた支援が推奨されますが、他の地域でのプロジェクトの支援も可能です。 積極的な支援の例として、以下が考えられます。 ・植樹活動 ・緑地の植栽・修復 ・水域・海域を中心とした生物多様性の保全に取り組むプロジェクト、または緑の回廊や再自然化を支援するプロジェクト ・自然や文化的な影響を受けやすい地域の保護 ・気候変動の影響に対応するプロジェクト ・一般市民も利用できる環境に配慮した整備（環境に優しいポート係留場所の設置、自然遊歩道の整備など） ・環境活動や教育活動に取り組んでいる学校や地域との活動 ・特別な配慮が必要な人びととの活動（社会的弱者および/または資金が少ない団体） ・社会的公正と権利の平等を推進する活動 ・コミュニティにおける基本的な食料、水、エネルギーサービス、健康・衛生サービスの提供 ・学校やNGOなどの地域団体に、会議やイベントのためのスペースの無償または低額での提供 ・インフラ課題への支援（水供給など） など

		生物多様性や環境保全に関するさまざまな取り組み（例：植樹、植栽の復元、自然回廊や野生復帰プロジェクトなど）を強く推奨します。従業員にこのような活動や取り組みに、通常の勤務時間中にボランティアとして参加する機会を設け、この活動時間を記録します。 この項目を満たすために、少なくとも2つの活動/イニシアチブを積極的に支援する必要があります。 審査の際には、少なくとも2つの環境または社会的な地域活動を積極的に支援していることを示す文書を提示してください。また、従業員がボランティア活動に費やした時間の記録を確認します。
11.7	地域の小規模企業者が、地域の自然、歴史、文化をベースにした持続可能な製品を開発・販売する手段を提供する。（G）	社会的責任についての意識向上を図り、地域の社会・文化・経済の持続的な発展を促進するために、地元の小規模企業者に、施設内において地域の自然、歴史、文化に根ざした持続可能な商品・サービスを生産・販売する手段を提供すること。 施設の敷地内にある小さなショップやスタンドのような形でもかまいません。あるいは地域の商品を購入し、宿泊客に提供してもよいでしょう。商品はその地域の自然、歴史、文化に根ざし、持続可能な方法で生産された製品であることとします。品揃えは、事業者のビジネスコンセプトによって異なります。 審査の際には、商品やサービスを販売する地元の小規模企業者とのすべての合意事項を提示してください。また実際に商品やサービスの販売状況を確認します。
11.8	家畜または野生の動物を使ったエンターテインメントを提供しない。（G）	観光における動物福祉を支援するため、事業者内において家畜または野生動物を使ったエンターテインメントを提供しないこと。 これは、事業者内で行われるショーやパフォーマンスのみを指します。また、宿泊客のための写真撮影に使用される動物も含まれます。 審査の際には、宿泊客向けのエンターテインメントプランに動物を使ったショーやパフォーマンスが含まれていないことを確認します。

11.9	飼育している動物がいる場合は、動物福祉のガイドラインを遵守する。(G)	観光における動物福祉を支援し地域の生物多様性を保護するために、敷地内で動物を飼育する場合は、動物福祉のガイドラインを遵守すること。 たとえば、ABTA（英国旅行業協会）の「Global Welfare Guidance for Animals in Tourism（観光における動物のためのグローバル・ウェルフェア・ガイダンス）」は、以下の「5つの自由」の原則に基づいています。 1. 良好な給餌：長時間の飢えや渇きがないこと。 2. 良い住環境：休息時の快適性、快適な温度管理。 3. 健康であること：不適切な管理による怪我、病気、痛みがないこと。 4. 適切な行動：動物本来の習性、本能に基づく行動、良好な人間-動物関係。 5. 恐怖や苦痛から保護されること：一般的な恐怖/苦痛/無感情がないこと、プライバシー保護能力、危険からの回避能力を保持させ、正規の治療/整骨/鎮静の目的以外での皮膚、組織、歯または骨格に外科的または物理的な変更が加えられていないこと。 また、飼育されている野生動物との直接の接触、動物を使うパフォーマンス、格闘ショー、レースも提供しません。 審査の際には、上記の動物福祉ガイドラインを読み、理解したことを確認する書面を提示してください。たとえば、ガイドラインをサステナビリティ方針へ追加したり、または動物の世話のためのマニュアルなど。また、実際に動物の状態を確認します。
11.10	持続可能な購買方針を策定している。(G)	不必要な資源の使用、廃棄物、輸送を削減するために、持続可能な購買方針を策定すること。環境的、社会的に持続可能なサプライヤーや製品を推奨します。 持続可能な購買方針は、資本財(商品を製造したりサービスを提供したりするために購入する商品)、食品・飲料、建材、消耗品、またサービスにも適用されます。持続可能な購買方針を、すべての従業員とサプライヤーが理解していることが重要です。持続可能な購買方針は、環境面と社会的な側面の両方を含みます。また、持続可能な購買方針は、少なくとも3年ごとに見直しましょう。 国際的または国内のチェーン店の一部である場合、持続可能な購買方針は本部が策定し、チェーン内で共有します。 策定した持続可能な購買方針は、すべての従業員に周知します。 審査の際には、持続可能な購買方針の書類を提示してください。策定から3年未満であることを確認します。 また、従業員への周知方法についても提示してください。

11.11	不要になった資材・備品は、回収し慈善団体に寄付する。(G)	事業者の社会的責任への意識向上とリユースによる環境負荷の低減のため、不要となった資材や備品を慈善団体など（たとえば社会的弱者の支援組織）に寄付すること。これは結果として資材や備品の再利用または再販売につながります。 この項目を満たすには、過去12ヶ月以内の寄付の実績が必要です。 審査の際には、過去12ヶ月以内の寄付の状況がわかる書類を提示してください。
-------	-------------------------------	---

12. グリーン活動

12.1	近隣の公園、景観、自然環境保全地域の情報を宿泊客に提供する。(I)	環境や持続可能性への取り組みを強化し、宿泊客に持続可能な活動へ参加を促すために、近隣の公園や景観、自然環境保全地域の情報や、その他の環境的に脆弱な地域についての情報を提供すること。 必要に応じて、自然環境、地域文化、文化遺産について紹介し、これらの地域を訪問する際のマナーについて説明します。(項目12.4参照)。 これらの情報は、野外活動や環境活動への参加を通じて宿泊客が地域の自然へ関心を高めるだけでなく、健康増進にも寄与します。散歩、ジョギング、サイクリング、水泳、ヨット、カヌー、バードウォッチング、ピクニック、屋外の遊び場などを推奨してもよいでしょう。 自然地域、先住民のコミュニティや文化的・歴史的に配慮の必要な場所への訪問は、悪影響を最小限に抑えつつ地元の利益と宿泊客の満足度を最大にするよう、国内外の先進的事例や地元の合意を確認したうえで行いましょう。 また、その地域の生物多様性にマイナスの影響を与えないよう配慮し、生物多様性の保護に寄与することが望まれます。 情報はフロント、コンシェルジュ、ロビーの環境コーナーや、公共エリア、多目的ルーム、客室のテレビモニター、客室のインフォメーションフォルダーや、宿泊客用アプリなどから入手できるようにします。また、これらの情報は従業員にも周知することが推奨されます。 グリーンキーププログラムに参加する一環として、すべての資料やコミュニケーションにおいて、正しく、わかりやすい情報を提供することが求められます。 審査の際には、宿泊客に提示している、正しくわかりやすい情報を提示してください。
12.2	最寄りのレンタサイクルの情報を提供する。(I)	持続可能な交通手段の利用を促進するために、最寄りのレンタサイクルの情報を伝えること。 この情報はフロント、コンシェルジュ、ロビーの環境コーナー、公共エリア、多目的ルーム、客室のテレビモニター、客室のインフォメーションフォルダーや、宿泊客用アプリなどから入手できるようにします。この情報は、従業員にも提供することが推奨されます。 交通状況が非常に危険で、自転車での移動が不可能な地域や極端な気象条件、その他特別な状況がある場合、この項目は免除されます。 グリーンキーププログラムに参加する一環として、すべての資料やコミュニケーションにおいて、正しく、わかりやすい情報を提供することが求められます。 審査の際には、宿泊客に提示している、正しくわかりやすい情報を提示してください。

12.3	自転車のレンタルを行っている。(G)	持続可能な交通手段の利用を促進するために、自転車のレンタルを行うこと。 この情報はフロント、コンシェルジュ、ロビーの環境コーナー、公共エリア、多目的ルーム、客室のテレビモニター、客室のインフォメーションフォルダーや、宿泊客用アプリなどから入手できるようにします。 この情報は、従業員にも提供することが推奨されます。 交通状況が非常に危険で、自転車での移動が不可能な地域や極端な気象条件、その他特別な状況がある場合、この項目は免除されます。 グリーンキープログラムに参加する一環として、すべての資料やコミュニケーションにおいて、正しく、わかりやすい情報を提供することが求められます。提供できる以上のことを約束してはいけません。 審査の際には、利用可能な自転車の確認をします。
12.4	来訪者の責任ある行動を促す。(G)	地域の生物多様性、動物福祉、文化やコミュニティを保護するために、宿泊客に責任ある行動を促す情報を提供すること。 その情報には以下のようなものがあります。 ・自然地域、先住民コミュニティ、文化的・歴史的に配慮が必要な場所を訪問する際のマナーやアドバイス（たとえば、服装、行動規範、閉園時期や立入禁止区域に関する情報）など。 ・ブルーフラッグを取得した近隣のビーチやマリナーに関する情報 ・責任ある観光地やツアーオペレーターに関する情報（ブルーフラッグ認証の観光船を含む） ・動物福祉を尊重するツアーオペレーターに関する情報：ABTAのGlobal Welfare Guidance for Animals in Tourism（基準11.9参照）および飼育されている野生動物、動物興行、動物の格闘ショーやレースに直接関与しないこと ・野生動物に対しては、その動物の自然界における個体群の生存率や行動への悪影響（累積的な影響を考慮）を避けるために過干渉にならないこと ・購入してもいいお土産と購入してはいけないお土産の情報 ・絶滅危惧種を提供しないレストランの情報 ・伝統的な地元の食事や製品を販売するレストラン、ショップ、市場の情報 ・人口密集地での騒音防止など、地域住民に迷惑をかけないマナーなどの情報 ・ごみの量を減らすための取り組み（例：給水ステーションやリサイクルに関する情報、水筒やエコバッグに関する情報） グリーンキープログラムに参加する一環として、すべての資料やコミュニケーションにおいて、正しく、わかりやすい情報を提供することが求められます。 審査の際には、宿泊客に提供している責任ある行動を促す情報を提示してください。

12.5	施設内または周辺地域での、持続可能な開発、環境や自然に関する啓発活動を宿泊客に提供する。（G）	宿泊客の持続可能性への意識を高めるために、施設内または周辺で、持続可能な開発、環境や自然に関する啓発活動を行うこと。 たとえば、アースアワー、アースデー、省エネ週間、ごみ削減週間、世界食料デー、世界ヴィーガンデー、世界ベジタリアンデー、世界環境デーなどの活動への参加の呼びかけなどでもよいでしょう。また、自動車を使わない活動や敷地内または近隣の緑地へのガイドツアー、植樹イベントやその他の気候変動対策、受粉を媒介する動物にやさしい緑地の整備、動植物を保護する活動、収穫採取体験、海岸清掃活動、教育機関との活動、チャリティーイベントなどへの参加でもよいです。 生物多様性保全、特に自然保護区や生物多様性の価値が高い地域への支援に貢献することが望めます。 これらの活動（収穫採取を含む）はすべて、関連する法制度にのっとり、持続可能なものでなくてはなりません。 この項目を満たすには、宿泊客の積極的な参加が必要です。また、従業員の参加も推奨されます。 審査の際には、過去 12 か月に実施した啓発活動や今後 12か月に予定している啓発活動の資料（写真、契約書、マーケティング資料など）を提示してください。
------	---	---

13. 管理

13.1	テナントや業務委託会社が運営する店舗やサービスに、グリーンキーと事業者の持続可能性への取り組みの説明を行い、理念を共有する。(I)	施設の中には、テナントや業務委託会社が運営する店舗やサービスなど、第三者による事業があります。たとえば、美容院、カフェ、バー、レストラン、スポーツジム、スパ施設、旅行代理店、土産物屋、洋服店、売店、レンタサイクル店などがあげられます。これら第三者は、環境・気候変動、グリーンキーの情報も含めた持続可能性への取り組みについて、文書や合同会議などで説明すること。 また、第三者による事業の従業員も、同じように研修を受けることができます。第三者の事業者も、グリーンキーの基準またはグリーンキープログラムの理念を理解して運営することが推奨されます。 審査の際には、第三者が運営する店舗やビジネスの情報を提示してください。 環境や持続可能性に関する取り組みが第三者が運営する店舗やビジネスに伝えられていて、グリーンキーの要求項目に従い、理念を共有していることを示す書類（例：会議の議事録、電子メールによる連絡、契約書など）を提示してください。
13.2	コピー用紙、封筒、印刷物の75%以上がエコラベルを取得しているか、環境マネジメントシステム導入している企業によって生産されている。(I)	エネルギーや廃棄物の消費を抑え、環境負荷を低減するため、コピー用紙、封筒、印刷物の使用を最小限にすること。 コピー用紙、封筒、印刷物は、エコラベル（FSC認証マーク、非木材マーク、間伐材マークなど）などを取得しているか、環境マネジメントシステムを導入している企業で生産されている製品とします。過去12ヶ月間に購入したコピー用紙、封筒、印刷物の75%以上がこれに相当します。 審査の際には、過去12ヶ月間に購入されたコピー用紙、封筒、および印刷物の情報がわかる書類（納品書など）を提示してください。 また、これら製品を実際に確認します。
13.3	フロント、オフィスおよび客室/多目的ルームでの紙の使用量削減に率先して取り組む。(I)	紙の使用によるエネルギー消費、廃棄物の発生を削減し、環境負荷の低減を図るため、オフィス、客室や多目的ルームでの紙の使用量削減に率先して取り組むこと。 たとえば、客室や多目的ルームには、小さいサイズ（A4ではなくA5）で数枚用意する、要望に応じて用意する、紙の代わりにタブレット端末でメモを取るなどの取り組みが考えられます。また、オフィスでは、書類の印刷制限、両面印刷、メモ用紙の再利用などが推奨されます。 フロントでは、請求書などを要望に応じて印刷する（またはメールで送る）、印刷した請求書に封筒を使用しないなどが考えられます。 オフィスやフロント以外の従業員にも、できれば紙の使用量を減らすことを呼びかけます。 この項目を満たすために、上記の少なくとも2つのエリアで紙の使用を削減する取り組みを行う必要があります。 審査の際には、紙の使用量を減らす取り組みについての情報を提示してください。また実際にその取り組みを確認します。

13.4	サプライヤーに対し、持続可能性への取り組みの説明を行い、同様に取り組むよう強く求める。(I)	製品・サービスのサプライヤーと定期的に連絡を取り合い、グリーンキーに関する情報も含む、環境、気候変動、サステナビリティに関する取り組みについて説明すること。 文書や合同会議などを通じて次のような情報を提供しましょう。たとえば、資源使用量の削減、より環境にやさしい素材や代替品（輸送を含む）の利用、また社会的に認められている基準に従った取り組みなどが考えられます。 さらに、サプライヤーは、グリーンキーの基準に従い、グリーンキープログラムの理念を理解して運営することが推奨されます。 審査の際には、環境や持続可能性に関する取り組みをサプライヤーに伝え、理念を共有していることがわかる書類を提示してください。
13.5	サプライヤーの少なくとも75%がエコ認証を受けている、もしくは環境方針があり、かつ/または持続可能な開発に取り組んでいることを確認している。(G)	製品・サービスのサプライヤーと定期的に連絡を取り合い、少なくとも75%がエコ認証を取得しているか、環境マネジメントシステムを有しているか、文書化された環境方針を定めているか、かつ/または他の方法で持続可能な開発に取り組んでいることを確認すること。 審査の際には、サプライヤー持続可能な開発に取り組んでいることを示す書類（エコ認証などを含むサプライヤーのリスト）を提示してください。
13.6	購入・レンタルした繊維製品の少なくとも3つのカテゴリーが環境に配慮したものである。(G)	環境負荷低減のため、購入・レンタルする繊維製品が環境に配慮した物かどうかを確認すること。 この項目を満たすためには、少なくとも3つのカテゴリーの繊維製品（たとえば、タオル、ベッドシーツ、テーブルクロス、布製ナプキン、従業員ユニフォームなど）は、国内外で認知されたエコラベルやフェアトレードラベルを取得しているものとします。100%リサイクル素材を使用した繊維製品も認められます。低農薬で栽培された天然繊維の製品、または再資源化しやすい素材（単繊維の布地など）、またより長持ちする高品質の製品を選ぶことが推奨されます。高品質の製品は耐久性に優れているため、原材料の消費と廃棄物の発生を抑えることができます。 そして、マットレスや枕プロテクターについても耐久性の優れた製品を使うことを検討しましょう。 審査の際には、購入またはレンタルした繊維製品の少なくとも3つの製品カテゴリーについて、国内外で認知されたエコラベルやフェアトレードラベルを取得している、または100%リサイクル素材を使用していることがわかる書類を提示してください。
13.7	ランドリーサービスを外部に委託している場合、100キロ圏内の業者を選ぶ。(G)	洗濯物の輸送によって発生する二酸化炭素排出量を削減するために、100km圏内のランドリーサービスを選ぶこと。 ランドリーサービスを自社で行っている場合、この項目は除外されます。 審査の際には、ランドリーサービスの所在地が100km圏内であることが確認できる書類を提示してください。

13.8	新規購入した耐久消費財の75%以上が、エコラベルを取得していることや、環境マネジメントシステムを導入している企業によって生産されていることを確認する。(G)	過去12ヶ月間に購入した耐久消費財の75%以上が環境に配慮した持続可能な製品であり、エコラベルを取得していることや、環境マネジメントシステムを導入している企業によって生産されていることを確認すること。 耐久消費財とは、繰り返しの使用や長期間の使用に耐えられるように作られた製品で、家具、カーペット、テーブルウェアなどが含まれます。 電子機器は「セクション7」で扱うため、この項目には含まれません。 審査の際には、過去12ヶ月以内に購入した耐久財の75%以上が、エコラベルを取得していることや、環境マネジメントシステムを導入している企業によって生産されていることを示す書類を提示してください。
13.9	耐久消費財を補修やアップサイクルしている、または中古の商品を購入する。(G)	新規に生産される製品の購入量を減らし、環境負荷を削減するために、過去12ヶ月以内に耐久消費財を補修またはアップサイクルしたか、あるいは中古の耐久消費財を購入していること。 耐久消費財とは、家具、カーペット、テーブルウェアなど、繰り返し長く使うことに耐えられるように作られた製品のことで、中古の電化製品を購入する場合、その製品のエネルギー効率を考慮する必要があります。 審査の際には、過去12ヶ月以内に耐久消費財を積極的にアップサイクルしたこと、または中古の耐久消費財を購入したことを示す書類を提示してください。
13.10	環境に配慮した車両を使用している。(G)	大気汚染と、エネルギー消費を削減するために、環境に配慮した車両を使用すること。 環境に配慮した車両とは、自動車、スクーター、ゴルフカートなど、敷地内の移動や宿泊客・従業員の移動に使用される車両を指します。施設から食品/飲料を配送する場合も同様です。 この項目は、施設が所有またはレンタル・リースしている車両にも適用されます。 環境に配慮するために、再生可能な燃料を使用するか、電動の車両でなければなりません。 この項目を満たすためには、所有または使用する車両の少なくとも75%が、環境に配慮したものでなければなりません。 審査の際には、使用している車両の75%が本項目に適合していることを確認できる事業用車両リストを提示してください。また、現地審査において適合性を確認します。
13.11	車両は、2分以上アイドリングしない。(G)	大気汚染や資源の使用を減らすため、人や物の乗降時に車両のアイドリングをしないこと。アイドリングは最大2分間までとします。 この項目を満たすため、アイドリングは最大2分までとする方針を策定し、施設の入り口に注意書きなどを設置して、宿泊客と従業員に周知します。また、コンシェルジュの業務内容に盛り込んでもよいでしょう。 審査の際には、車両のアイドリングは最大2分までとする方針を提示し、また宿泊客や従業員に周知していることを示してください。

13.12	従業員に環境に優しい交通手段の利用を推奨している。(G)	大気汚染を減らし、健康を増進するために、従業員は職場への通勤に環境に配慮した交通手段を利用すること。 環境に優しい交通手段とは、自転車、公共交通機関（バス、電車、路面電車、船など）や電気自動車の使用、カーシェアリング(乗り合い)、従業員用シャトルバスの利用を指します。従業員に環境に配慮した交通手段の利用を推奨し、適切な施設（安全で良質な駐輪場、電気自動車用充電スタンドなど）を提供したり、金銭的なインセンティブ（公共交通機関の利用券、電気自動車の駐車/充電費用無料、無料シャトルバス、カーシェアリングなど）を提供することができます。 審査の際には、環境に配慮した交通手段の利用を従業員に奨励していることを示す書類を提示してください。可能であれば、目視で遵守状況を確認します。
-------	------------------------------	---